

---

# 東京電力福島第一原子力発電所 事故被害対策実施計画(第3期)

(平成29年度～令和2年度)

震災以前の安全・安心なみやぎの再生

---

## 事 業 評 価

令和3年3月

宮 城 県



## 目 次

### 事業評価

1 はじめに	1 頁
2 全体評価	2 頁
3 各個別取組における評価	4 頁

### 資料編

1 事業一覧	17 頁
2 事業評価一覧	19 頁



## 事業評価

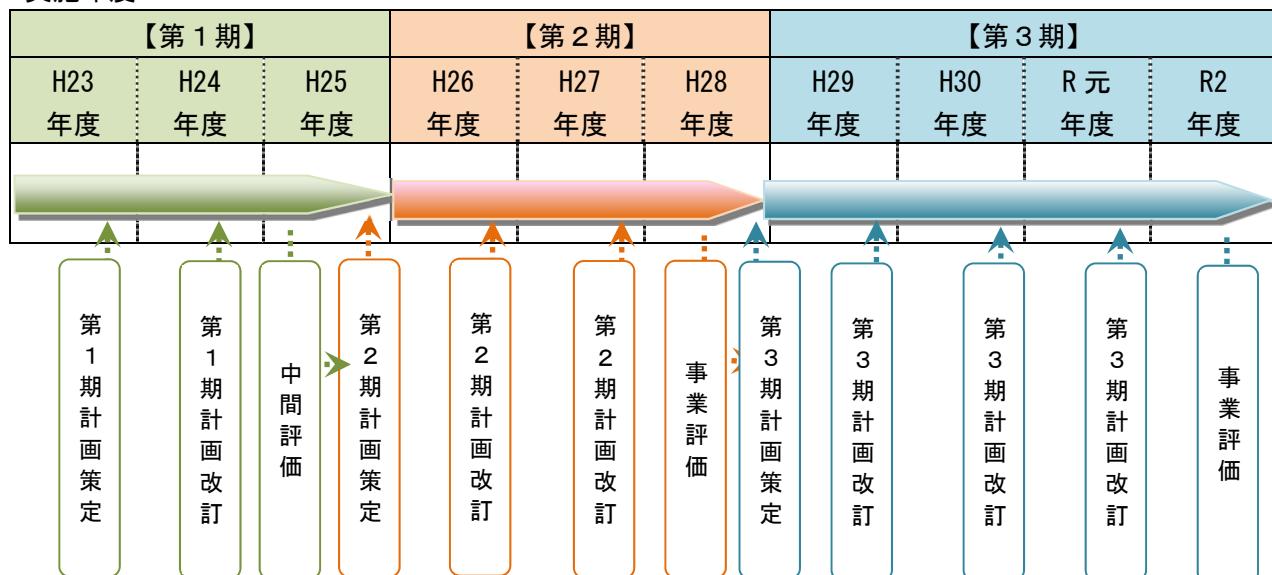
### 1 はじめに

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島原発事故」という。）による被害等に対応するため、県では、「震災以前の安全・安心なみやぎの再生」を目標とし、実現に向けて実施する具体的な取組を取りまとめた「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（以下「実施計画」という。）」を平成24年3月に策定し、

- ・平成23年度から平成25年度までの3年間を「第1期」
- ・平成26年度から平成28年度までの3年間を「第2期」
- ・平成29年度から令和2年度までの4年間を「第3期」

とする計画を策定・改訂してきた。

### 実施年度



東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（第3期）は、令和2年度をもって最終年度を迎えるため、これまでの実績などについて事業評価を行うこととした。

なお、事業評価は、対策を講じた関係各課室により事業ごとに行った。

また、令和2年度に実施している事業は、令和2年度末の見込みで評価した。

## 2 全体評価

### (1) 取組事業の全体評価

性質別自己評価では、取組事業 62 事業のうち、必要性は 54 事業が「妥当」(87%)、8 事業が「概ね妥当」(13%)との評価となった。有効性は 52 事業が「成果があった」(84%)、10 事業が「ある程度成果があった」(16%)との評価となった。また、効率性※は 61 事業のうち、39 事業が「効率的」(64%)、22 事業が「概ね効率的」(36%)との評価となつた。※【効率性】の評価において、県以外が主体となる 1 つの事業についてはその対象としなかつた。

取組事業評価の内訳

性質別自己評価	【必要性】	合計事業数	妥当	概ね妥当	課題あり
		62	54 (87%)	8 (13%)	0
【有効性】	合計事業数	成果があった	ある程度成果があつた	成果がなかつた	
	62	52 (84%)	10 (16%)	0	
【効率性】	合計事業数※	効率的	概ね効率的	課題あり	
	61	39 (64%)	22 (36%)	0	

＜実施計画の主な事業＞

個別取組と事業数	主な取組事業
第 1 放射線・放射能の監視・測定	・放射線・放射能広報事業（携帯型放射線測定器等による隨時測定、航空機モニタリング、自動車による走行サーベイ） ・県産農林水産物放射性物質対策事業 ほか計 32 事業
第 2 汚染・風評被害への十分な対応	・被災中小企業者対策資金利子補給事業 ・農産物の放射性物質吸収抑制対策 ほか計 22 事業
第 3 汚染物・廃棄物の速やかな処理	・放射性物質汚染廃棄物処理促進事業 ・給与自肃牧草等処理円滑化事業 ほか計 4 事業
第 4 損害への対応	・福島第一原発事故民間事業者等に対する損害賠償請求支援 計 1 事業
第 5 正しい知識の普及・啓発	・放射線・放射能広報事業（放射線等に関するセミナー・相談会の開催、出前講座の拡充、広報媒体の活用） ほか計 3 事業
計 5 取組	計 62 事業

### (2) 効果

実施計画第 3 期の平成 29 年度から現在までの 4 年間、①放射線・放射能の監視・測定、②汚染・風評被害への十分な対応、③汚染物・廃棄物の速やかな処理、④損害への対応、⑤正しい知識の普及・啓発の 5 つの個別取組方針に基づき、毎年、その時々の状況に応じて、実施計画を見

直しし、事業を実施してきた。

その結果、県内では、除染をはじめとする様々な取組や、時間経過に伴う放射性セシウムやの減衰に加え、ウェザリング効果などの自然的な作用により、生活環境における空間放射線量率は大きく低減した。

また、農林水産物や給食、水道水などの管理された食品や水における放射性物質濃度は、様々な対策によりほとんどが基準を下回っている状況となっている。

県民からの放射線・放射能に対する相談件数は、県及び市町村とも年々減少しているなど、県民の生活における放射性物質に対する不安や懸念については、一定の落ち着きを見せている。

こうした、通常の生活環境における放射性物質の影響は、ほぼ解消されたように見えるが、一方で以下の5つの課題が存在している。

- ア 自然環境においては、放射性物質の汚染が完全に解消されていない
- イ 一部の諸外国・地域では、福島原発事故の影響に伴う輸入規制がなされている
- ウ 指定廃棄物、除去土壤や除染廃棄物等の処分の見込みが立っていない
- エ 東京電力による民間事業者等の賠償が十分に行われていない
- オ 県内外での本県に対する風評や放射線・放射能への不安・懸念はなくなっていない

### (3) 今後の方向性

福島原発事故から約10年が経過するが、いまなお、前記の課題が解決できていない現状にあり、今後も、事故被害対策基本方針を改訂し、実施計画第4期を策定して対策を講じていく必要がある。

個別の事業にかかる今後の方向性としては、62事業中、16事業は終了、1事業は通常事業として継続、45事業については原発事故対応として継続する必要がある。

今後の方向性	合計事業数	原発事故対応として継続すべき	通常事業として継続すべき	終了
	62	45 (72%)	1 (2%)	16 (26%)

### 3 各個別取組における評価

#### 第1 放射線・放射能の監視・測定

##### (1) 評価

各課室の性質別自己評価では、取組事業32事業のうち、必要性は29事業が「妥当」(91%)、3事業が「概ね妥当」(9%)との評価となった。有効性は30事業が「成果があった」(94%)、2事業が「ある程度成果があった」(6%)との評価となった。また、効率性※は31事業のうち、21事業が「効率的」(68%)、10事業が「概ね効率的」(32%)との評価となった。※【効率性】の評価において、県以外が主体となる1つの事業についてはその対象としなかった。

##### 評価の内訳

性質別自己評価	【必要性】	合計事業数	妥当	概ね妥当	課題あり
		32	29 (91%)	3 (9%)	0
【有効性】	合計事業数	成果があった	ある程度成果があった	成果がなかった	
	32	30 (94%)	2 (6%)	0	
【効率性】	合計事業数※	効率的	概ね効率的	課題あり	
	31	21 (68%)	10 (32%)	0	

##### (2) 効果

ア 福島原発事故後に策定した「宮城県放射線・放射能測定実施計画（以下「測定計画」という。）」を毎年、改訂・公表することで、事故により環境中に放出された放射性物質への県民不安の払拭につなげた。

イ 県内全域40箇所のモニタリングポストにおいて、定期的な測定を継続的に実施し公表したほか、県内市町村へ携帯型放射線測定器を配備し、きめ細かな測定の実施により、県民の不安解消に寄与した。また、学校や幼稚園、保育所等の校庭、園庭等における空間放射線線量率の測定を定期的に実施し、安全性を確認することで、県民の不安払拭につなげた。

また、平成25年度以降、汚染状況重点調査地域の指定の基準である0.23μSv/hを超えているところはないほか、航空機モニタリングや走行サーベイなどにより県内の空間放射線量率は継時的に低減していることを確認できた。

ウ 生産段階での検査の実施により、基準値を超過する農林水産物の流通防止を図ったほか、検査結果を迅速に公表し、消費者の不安解消や県内産農林水産物等の風評払拭などに寄与した。また、水道水の放射能濃度を測定し、安全性を確認するとともにその結果を公表することにより、県民に安心を提供した。

また、水道水は検査開始以降、放射性セシウムの管理目標値である10Bq/kg以下であるほ

か、管理されている食品、農産物、原乳については、平成25年度以降、基準を超えることがないことを確認できた。なお、自然環境で採取される山菜や林産物等については、令和元年度においても基準値を超える品目が確認されている。

エ 野生鳥獣肉の放射性物質検査を実施し、その検査結果を県ホームページ及びにマスコミ等を通じて県民へ情報提供することで、食の安全安心を図った。

なお、イノシシ、ツキノワグマ及びニホンジカの肉については、県内全域を対象として、国から出荷制限指示が出され、現在も継続中となっている。

オ 県民の自家作物や山林等で採取したきのこ類・山菜類の放射能を検査するため、各市町村に測定機器計34台を配備し、身近な食品の測定に応えることで、県民の不安解消につなげた。

なお、年々測定件数は減少しているが、結果としては、山菜や、野生鳥獣のイノシシ肉など、一部の品目では今なお基準値を超過する品目がある。

### (3) 今後の方向性

ア 福島原発事故が県民生活にどのような影響を及ぼしているのかを正確に把握するためには、身の回りの空間放射線線量や放射性物質濃度の測定が不可欠である。また、生活環境はほぼ震災前の状況に戻りつつあるが、自然環境についてはいまなお影響が認められることから、引き続き「測定計画」を策定し、放射線・放射能の測定を計画的かつ体系的に実施する必要がある。

イ 学校、幼稚園、保育所の校庭・園庭等の放射線線量の測定は、除染の効果もあり、平成25年度以降は $0.23\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えたところはなく、定期的な測定の必要は無くなったものと考えられる。

なお、生活環境以外については、なお影響が認められることから、今後とも、県内全域(40か所)に設置したモニタリングポストなどにより常時監視を行う必要がある。また、不特定多数の利用が見込まれる海水浴場、産業面で関心の高い港湾施設や、健康面で関心の高い企業局所管の浄水場施設(3か所)は、継続して測定を実施する必要がある。

ウ 食品中の放射能の測定については、水道水や工業用水のほか店頭で販売されている生産物や流通食品、食品衛生法に基づく収去検査において放射能の測定を継続する必要があるほか、出荷前の農林水産物については、消費者の不安解消のため、測定を継続する必要がある。

なお、検査開始以来、学校給食用食材は、すべて精密検査の実施目安(50Bq/kg)以内であったほか、学校のプール水も、すべて放射能物質は検出限界値以下であり、測定の必要性は低いものと考えられる。

エ 野生鳥獣(イノシシ等)の肉については、出荷制限指示が出されている品目もあり、県民の不安解消のため、引き続き放射能測定を実施していくとともに、県民の自家作物や山林等で採取したきのこ類・山菜類についても、地域によってはいまなお基準を超過するものもあること

から、県民の安心確保のため、必要な地域においては、引き続き、住民持ち込みの品の測定を行う必要がある。

なお、環境省による測定では、公共用水域における底質、河川敷表土の放射性物質濃度は、ばらつきはあるものの、概ね減少傾向で推移している。底質に含まれる放射性物質は年々減少し、90%以上が500Bq/kg以下となっている。

以上により、今後の方向性としては、32事業のうち、5事業は終了、27事業については原発事故対応として継続する必要がある。

今後の方向性	合計事業数	原発事故対応として継続すべき	通常事業として継続すべき	終了
	32	27 (84%)	0	5 (16%)

## 第2 汚染・風評被害への十分な対応

### (1) 評価

性質別自己評価では、取組事業22事業のうち、必要性は19事業が「妥当」(86%)、3事業が「概ね妥当」(14%)との評価となった。また、有効性は17事業が「成果があった」(77%)、5事業が「ある程度成果があった」(23%)との評価となった。効率性は13事業が「効率的」(59%)、9事業が「概ね効率的」(41%)との評価となった。

#### 評価の内訳

性質別自己評価	【必要性】	合計事業数	妥当	概ね妥当	課題あり
		22	19 (86%)	3 (14%)	0
【有効性】	合計事業数	成果があった	ある程度成果があった	成果がなかった	課題あり
	22	17 (77%)	5 (23%)	0	
【効率性】	合計事業数	効率的	概ね効率的	課題あり	
	22	13 (59%)	9 (41%)		0

### (2) 効果

ア 被災中小企業者に対して金融支援を行い、負担軽減及び資金調達の円滑化を図った。

また、個別商談会や集団型商談会、被災地支援バスツアー商談会（現地開催型商談会）の開催等を支援することにより、商談成約率は、平成29年度は20.5%，平成30年度は23%，令和元年度は26%と高い成約率となり（一般的な商談会は5%前後），商工業者の販路回復・拡大に寄与した。

イ 各団体が実施する首都圏や海外等での県産農林水産物等のPR活動を支援することにより、認知度向上や安全安心PRによる風評被害の払拭に繋げたほか、海外ビジネスに取り組む被災事業者等の数や業種、海外との取引動向等を把握するとともに、ジェトロのネットワーク等を活用し、本県の放射能検査体制や県内の名産品を国内外に広く周知することができたが、現在、宮城県産食品について15か国で輸入規制（令和2年12月15日現在。農林水産省による。）が行われている。

ウ 県内産農林水産物の安全性に関する正確な情報発信と各種媒体を活用した県産品のPRを実施したほか、PRに加えて実際に県産品に触れる場の創出を図りながら「食材王国みやぎ」の魅力を発信し、実需者や消費者の信頼回復を図るとともに、県産品への消費拡大につなげた。消費者庁の調査によれば、食品を買うことをためらう産地として福島県及び被災地を選ぶ人は減少傾向にあり、食品における風評被害は軽減しつつあるものの、まだ一定割合ある。

エ 本県への観光客をはじめ、首都圏、関西圏の在住者及び県内観光事業者へアンケート調査を実施することにより、観光客の動態及び東日本大震災と福島原発事故の風評被害による観光入込の影響について把握するとともに、台湾、香港、中国のジャーナリストを招聘し、県内の復興状況や県産品の安心・安全をPRすることにより、風評の払拭を図り、観光客の増加や海外取引等の促進に取り組んだ。

東北3県への観光旅行者は震災前の状態まで回復していないものの、外国人旅行客の増加により観光面における風評被害は徐々に回復しつつある。

オ 県内産きのこ用原木の確保を目指すために、非破壊検査機による原木の検査を行い、安全な原木の供給を再開したほか、また、東電の損害賠償対象となっていない原木購入費用を支援し、経営安定化を図ることができた。

カ ほど木として利用できない原木林について、伐採・更新することによる萌芽枝の放射性物質濃度の低減効果や、周辺環境との放射性物質濃度の相関について検討することで、ほど木として利用可能な原木林の再生に向けたデータ収集ができた。

### (3) 今後の方向性

ア 被災地では、依然として売上が震災前の水準まで回復できていない事業者が多数あることから、長期・低利の県制度融資による資金繰り支援が引き続き必要である。商工業者の販路回復・拡大については、震災により喪失した販路は未だ回復していないことから、商談会の開催等支援を継続する必要がある。

イ 各団体が実施する首都圏や海外等での県内産農林水産物等のPR活動の支援のほか、海外ビジネスに取り組む被災事業者等の数や業種、海外との取引動向等の把握、ジットロのネットワーク等を活用した本県の放射能検査体制や県内の名産品を国内外への周知については、ある程度成果があったことから、事業の終了を検討する必要がある。

ウ 県産品のPR事業等を実施してきたが、未だ県産品の需要の落ち込みは解消しきれていない状況にあることから、引き続き、実施する必要がある。

エ 風評被害にかかる観光客の実態調査や、外国人観光客の積極的誘致促進のための事業は、一定の観光客増加など成果があったことから事業の終了を検討する必要があるが、現在も海外での輸入規制が継続しているため、国に対し規制緩和に向けての働きかけを要望とともに海外のフェア等において県内産農林水産物の安全性を継続してPRする必要がある。

オ 県内産きのこの原木については、いまだ利用が困難な状況であり、非破壊検査機を活用した取組は継続が必要である。また、原木価格も高騰が継続しており、支援の継続が必要である。また、引き続き原木林再生の方向を探っていく必要がある。

今後の方向性としては、22事業のうち、11事業は終了、1事業は通常事業として継続、10事業については原発事故対応として継続する必要がある。

今後の方向性	合計事業数	原発事故対応として継続すべき	通常事業として継続すべき	終了
	22	10 (45%)	1 (5%)	11 (50%)

### 第3 汚染物・廃棄物の速やかな処理

#### (1) 評価

性質別自己評価では、取組事業4事業のうち、必要性・効率性は全てが「妥当・効率的」(100%)との評価となった。また、有効性は、3事業が「成果があった」(75%)、1事業が「ある程度成果があった」(25%)との評価となった。

#### 評価の内訳

性質別自己評価	【必要性】	合計事業数	妥当	概ね妥当	課題あり
		4	4 (100%)	0	0
【有効性】	合計事業数	成果があつた	ある程度成果があつた	成果がなかつた	
	4	3 (75%)	1 (25%)	0	0
【効率性】	合計事業数	効率的	概ね効率的	課題あり	
	4	4 (100%)	0	0	0

#### (2) 効果

ア 農林業系廃棄物については、放射性物質濃度に応じた適切な処理方法の提案や補助制度活用に係る国と市町村との調整、処理に対する住民の理解促進に向けた支援などの取組により各圏域において本格的な処理が開始され、平成29年6月時点の保管26市町村のうち11市町村が処理を完了した。一方で一部の市町では、全ての廃棄物の処理が完了するまでは長期間を要する見込みである。

イ 指定廃棄物については、農林業系廃棄物の処理を優先するため処分の見通しは立っていないが、指定廃棄物を保管する自治体との意見交換や他県における処理状況や処理方針の検討状況についての情報収集を行うなど、市町村長会議の開催や指定廃棄物処理方針が定められるよう議論の再開に向けた準備を進めた。また、指定解除制度を活用した処理や、保管の強化等の市町村の個別の取組について支援した。

ウ 汚染廃棄物の処理に長期間を要する市町に対して、隔離保管を継続するため、保管施設の維持管理を適切に実施した。

エ 企業局所管の各浄水場等から発生する浄水発生土について、放射性物質濃度に応じて適切に保管・管理を行うとともに、環境省等と連絡を密にし、濃度に応じた処分を進めた。

オ 希望する市町村に対して、精密な測定が可能な放射線測定器を配備し、きめ細かな測定を実施する体制を整備するなど、マイクロホットスポットへの不安による、地域の測定ニーズに応えられるようにするとともに、市町村と連携をとり、情報の収集と共有を図った。

### (3) 今後の方向性

ア 一般廃棄物である 8,000 Bq/kg 以下の農林業系廃棄物については、大量の保管量を抱え処理に長期間を予定する市町村があることから、処理完了まで市町村等への支援を継続する必要がある。

イ 指定廃棄物の処理については、8,000 Bq/kg 以下の農林業系廃棄物の処理に目処がついた段階で国や市町村と市町村長会議等で議論を行い、宮城県における指定廃棄物処理方針をまとめるとともに、各市町の取組を支援していく必要がある。

ウ これらの廃棄物の保管期間の長期化は避けられない見通しとなっていることから、一時保管施設の点検・補修等を継続する必要がある。

エ 企業局所管の一部浄水場ではいまだに放射性物質が検出される浄水発生土が発生していることから、職員や周辺住民に安心を提供するために、今後も保管されている浄水発生土を搬出していく必要がある。

オ 汚染状況重点調査地域指定の 8 市町については、平成 29 年 3 月で全て除染が完了しているが、除去土壤等の処分基準が未だ定まっていないことなどの課題があることから、引き続き市町村を支援する必要がある。

今後の方向性として、4 事業を原発事故対応として継続する必要がある。

今後の方向性	合計事業数	原発事故対応として継続すべき	通常事業として継続すべき	終了
	4	4 (100%)	0	0

## 第4 損害への対応

### (1) 評価

性質別自己評価では、取組事業1事業のうち、必要性と効率性は「概ね妥当・概ね効率的」(100%)との評価となった。また、有効性は「成果があった」(100%)との評価となった。

#### 評価の内訳

性質別自己評価	【必要性】	合計事業数	妥当	概ね妥当	課題あり
		1	0	1 (100%)	0
【有効性】	合計事業数	成果があつた	ある程度成果があつた	成果がなかつた	
	1	1 (100%)	0	0	
【効率性】	合計事業数	効率的	概ね効率的	課題あり	
	1	0	1 (100%)	0	

### (2) 効果

ア 仙台弁護士会と連携しながら、個別無料相談会を開催したことにより、被害者の損害賠償請求の進捗に一定程度寄与することができた。

しかし、当県内の個人事業者や法人の支払率は把握できないが、東京電力が公表している「原子力損害賠償の進捗状況（令和2年12月28日現在）」の請求書受付数（延べ件数）約294万件に対し、本賠償の件数（延べ件数）約270万件となっているほか、賠償請求を躊躇する事業者や、制度を知らない事業者も存在する。

また、令和2年4月現在で、自治体における賠償割合は、ADRを含め62.2%となっている。また、時間の経過とともに、平成24年度分以降請求していない自治体もある。

本県の賠償については、平成30年度分までの事業費・人件費として合計約45.9億円を請求し、これまで約31.2億円の賠償金が支払われているものの、ADR和解仲介申立ての審議が進んでいない。

イ 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」（以下、「県民会議」という。）を開催し、市町村・関係団体等と、事故被害対策状況について、情報の交換と共有が図られた。

### (3) 今後の方向性

ア 東京電力では、賠償基準の賠償対象期間や対象項目を限定していることから、民間事業者等に対し、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申立てなどの他の賠償請求の方法について、広く周知する必要がある。

イ 福島事故への対応について、県民一丸となった取組を継続して行うため、県民会議を開催し、総合的な対策の検討や情報の提供や共有などを行う必要がある。

今後の方針として、1事業を原発事故対応として継続する必要がある。

今後の方針	合計事業数	原発事故対応として継続すべき	通常事業として継続すべき	終了
	1	1 (100%)	0	0

## 第5 正しい知識の普及・啓発

### (1) 評価

性質別自己評価では、取組事業3事業のうち、必要性は2事業が「妥当」（67%）、1事業が「概ね妥当」（33%）との評価となった。また、有効性と効率性は1事業が「成果があった・効率的」（33%）、2事業が「ある程度効果があった・概ね効率的」（67%）との評価となつた。

#### 評価の内訳

性質別自己評価	【必要性】	合計事業数	妥当	概ね妥当	課題あり
		3	2 (67%)	1 (33%)	0
【有効性】	合計事業数	成果があった	ある程度成果があつた	成果がなかつた	課題あり
	3	1 (33%)	2 (67%)	0	
【効率性】	合計事業数	効率的	概ね効率的	課題あり	
	3	1 (33%)	2 (67%)		0

### (2) 効果

ア 放射線・放射能に関する県民の不安を解消するため、ポータルサイトや広報誌による情報提供を行うほか、セミナー、電話相談窓口の開設などを行つた。

現状、ポータルサイトのアクセス数や相談件数は年々減少しているものの、県外や海外を含め不安を抱く人々はいまだにいる。

イ 環境省の原子力災害影響調査等事業（放射線による健康不安の軽減等に資する人材育成活動等）に基づき、毎年、県内の市町村から要望のあった研修会をすべて開催したことにより、市町村職員等が住民からの放射線による健康影響等の相談等に適切に対応するための放射線リスクコミュニケーションの知識や技術を習得する機会を与えることができた。

また、柴田町では、少人数の住民対象のセミナー（座談会形式）を併せて開催し、放射線の不安解消に丁寧に対応することができた。

ウ 各学校においては、文部科学省の副読本の活用し、発達段階に応じた放射線に関する教育を行つており、児童・生徒の放射線に関する理解を深めている。

### (3) 今後の方向性

ア 県外・海外での風評は完全に払しょくされていないほか、県民の不安や関心は収束に向かっているものの、ゼロになつてないことから、今後とも、迅速でわかりやすいデータの情報提供や、放射線・放射能に関する正しい知識の普及を進めていく必要がある。

イ 住民からの相談等に当たる市町村職員等（主に保健師や医療関係者向け）に対する放射線リスクコミュニケーション研修等は、環境省の事業への協力により今後も引き続き実施していく必要がある。

ウ 東日本大震災を経験した児童生徒が徐々に減っていく段階において、放射線の特性や健康被害防止に対する正しい理解の定着・促進を、引き続き、継続的に図っていく必要がある。

今後の方向性として、3事業を原発事故対応として継続する必要がある。

今後の方向性	合計事業数	原発事故対応として継続すべき	通常事業として継続すべき	終了
	3	3 (100%)	0	0

# 資 料 編

## 1 事業一覧

頁	実施計画における個別取組方針及び事業・取組名			担当課室	実施年度
19	<b>第1 放射線・放射能の監視・測定</b>				
19	1	放射線・放射能広報事業（放射線・放射能測定計画の策定）	原子力安全対策課	H29～R2	
19	2	<b>1 空間放射線量のモニタリング</b>			
20	3	1 環境放射能水準調査業（モニタリングポストによる常時監視、上水（蛇口水）、降下物、大気浮遊じん）	原子力安全対策課	H29～R2	
20	4	2 放射線・放射能広報事業（携帯型放射線測定器等による隨時測定、航空機モニタリング、自動車による走行サーベイ）	原子力安全対策課	H29～R2	
21	5	3 放射線・放射能広報事業（学校、幼稚園、保育所等の校庭、園庭等の放射線量測定）	原子力安全対策課・スポーツ健康課 他	H29～R2	
22	6	4 港湾利用促進事業（港湾内空間放射線量測定事業）	港湾課	H29～R2	
22	7	5 企業局所管施設空間放射線量測定事業	水道経営課	H29～R2	
22	8	<b>2 放射性物質のモニタリング</b>			
23	9	<b>(1) 食べ物・飲み物</b>			
24	10	1 県産農林水産物放射性物質対策事業	食産業振興課	H29～R2	
24	11	2 農産物放射能対策事業	みやぎ米推進課	H29～R2	
24	12	3 残留放射性物質検査関係事業	農業振興課	H29, 30	
25	13	4 放射性物質影響調査事業（原乳、粗飼料、草地土壤等）	畜産課	H29～R2	
25	14	5 肉用牛出荷円滑化推進事業	畜産課	H29～R2	
26	15	6 水産物安全確保対策事業	水産業振興課	H29～R2	
26	16	7 特用林産物放射性物質対策事業	林業振興課	H29～R2	
27	17	8 放射性物質検査対策事業	食と暮らしの安全推進課	H29～R2	
28	18	9 市町村等水道事業体における水道水の放射性物質検査	食と暮らしの安全推進課	H29～R2	
28	19	10 企業局における水道水の放射性物質検査	水道経営管理課	H29～R2	
29	20	【再掲】環境放射能水準調査業（モニタリングポストによる常時監視、上水（蛇口水）、降下物、大気浮遊じん）	原子力安全対策課	H29～R2	
29	21	11 野生鳥獣放射能対策事業	自然保護課	H29～R2	
30	22	12 放射線・放射能広報事業（放射能県民安心事業）	原子力安全対策課	H29～R2	
30	23	13 消費生活センター機能充実事業	消費生活・文化課	H29～R2	
30	24	14 学校給食安全・安心対策事業	スポーツ健康課	H29～R2	
30	25	15 児童福祉施設等給食安全・安心対策事業	子育て支援課	H29～R2	
31	26	<b>(2) 産業活動</b>			
31	27	1 工業製品放射線関連風評被害対策事業	新産業振興課	H29～R2	
31	28	2 【再掲】港湾利用促進事業（港湾内空間放射線量測定事業）	港湾課	H29～R2	
32	29	3 企業局における工業用水の放射性物質検査	水道経営課	H29～R2	
32	30	4 企業局における浄水発生土の放射性物質検査	水道経営課	H29～R2	
33	31	5 流域下水汚泥等放射能測定事業	水道経営課	H29～R2	
33	32	6 学校や保育所等が保有するプールの水等の放射性物質検査	スポーツ健康課	H29～R2	
33	33	7 公共用水域等（河川・湖沼・海域等）及び地下水の放射性物質モニタリング	環境対策課	H29～R2	
34	34	8 海水浴場の放射性物質モニタリング	環境対策課	H29～R2	
34	35	9 放射線・放射能広報事業（放射性物質の分布状況調査）	原子力安全対策課	H29～R2	
35	36	10 【再掲】環境放射能水準調査業（モニタリングポストによる常時監視、上水（蛇口水）、降下物、大気浮遊じん）	原子力安全対策課	H29～R2	
	<b>第2 汚染・風評被害への十分な対応</b>				
36	37	<b>1 風評被害対策など</b>			
36	38	1 中小企業経営安定資金等貸付金	商工金融課	H29～R2	
36	39	2 被災中小企業者対策資金利子補給事業	商工金融課	H29～R2	
36	40	3 販路拡大推進支援事業（旧：商談会開催支援事業）	商工金融課	H29～R2	
37	41	4 被災中小企業海外ビジネス支援事業	アジアプロモーション課	H29～R2	
37	42	5 県産農林水産物等イメージアップ推進事業	食産業振興課	H29～R2	
37	43	6 東日本大震災農林業災害対策資金利子補給事業	農業振興課	H29～H30	

38	39	6	「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業 (旧みやぎ県産品魅力発信事業(旧宮城県産品風評対策強化事業))	食産業振興課	H29～R2
39	40	7	食産業ステージアッププロジェクト (うち復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業) (旧:食産業「再生期」スタートダッシュプロジェクト)	食産業振興課	H29～R2
39	41	8	食材王国みやぎの「食」ブランド化推進プログラム事業 (うちみやぎの「食」ブランド再生支援事業)	食産業振興課	H29～R2
40	42	9	みやぎの肉用牛イメージアップ事業	畜産課	H29～R2
40	43	10	水産都市活力強化対策支援事業	水産業振興課	H29～R2
41	44	11	風評被害等観光客実態調査事業	観光課	H29～R2
41	45	12	外国人観光客災害復興緊急誘致促進事業	アジアプロモーション課	H29～R2
42	46	13	日本貿易振興機構仙台貿易情報センター負担金(風評被害対策事業)	アジアプロモーション課	H29～R2
42	47	14	農林水産物等輸出品目に対する規制緩和の働きかけ	食産業振興課	H29～R2
43	48	15	みやぎの農産物直売所等魅力発信支援事業(旧農産物直売・農産加工ビジネス支援事業)	農山漁村なりわい課	H29～R1
		<b>2 技術支援</b>			
44	49	1	【再掲】農産物放射能対策事業	みやぎ米推進課	H29～R2
44	50	2	【再掲】特用林産物放射性物質対策事業	林業振興課	H29～R2
45	51	3	きのこ生産資材供給体制整備事業	林業振興課	H30～R2
45	52	4	まだ木等原木林再生実証事業	林業振興課	H29～R2
46	53	5	【再掲】水産物安全確保対策事業	水産業振興課	H29～R2
46	54	6	農産物の放射性物質吸収抑制対策	みやぎ米推進課	H29～R2
		<b>第3 汚染物・廃棄物の速やかな処理</b>			
47	55	1	放射性物質汚染廃棄物処理促進事業	放射性物質汚染廃棄物対策室	H29～R2
47	56	2	給与自肃牧草等処理円滑化事業	畜産課	H29～R2
48	57	3	企業局における浄水発生土管理等事業	水道経営課	H29～R2
48	58	4	除染対策支援事業	原子力安全対策課	H29～R2
		<b>第4 損害への対応</b>			
49	59	1	福島第一原発事故損害賠償請求支援事業	原子力安全対策課・ 関係各課	H29～R2
		<b>第5 正しい知識の普及・啓発</b>			
50	60	1	放射線健康対策事業	健康推進課	H29～R2
51	61	2	放射線・放射能広報事業(放射線等に関するセミナー・相談会の開催、 出前講座の拡充、広報媒体の活用)	原子力安全対策課	H29～R2
52	62	3	学校教育における放射線に関する指導	義務教育課・ 高校教育課	H29～R2

## 2 事業評価一覧

### 第1 放射線・放射能の監視・測定

事業名又は取組名		事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
放射線・放射能広報事業 (放射線・放射能測定計画の策定)		■事故由来の放射線・放射能に係る測定を計画的かつ体系的に実施する。		妥当	成果が あった	効率的			
実施年度		事業実績							
平成 29～令和 2		○「宮城県放射線・放射能測定計画」について、放射性物質の問題を取り巻く状況を踏まえて必要に応じて改訂した。 ■「宮城県放射線・放射能測定計画」							
事業主体		○平成 29 年 4 月：改訂 ○平成 30 年 4 月：改訂 ○平成 31 年 4 月：改訂 ○令和 2 年 4 月：改訂 (年 1 回程度改訂の見込み)							
県		○事故後に策定した「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を改訂・公表することで、事故後環境中に放出された放射性物質への県民不安の払拭につながった。 ○平成 24 年 3 月に策定された「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」と併せて、「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を、随時内容を更新し、最新の内容を公表することで、県民の安心を求める声に応えている。							
担当課・室									
原子力安全対策課									
第 4 期へ向けての課題									
○事故後 9 年が経過し、事故直後の緊急的測定から、経時変化を確認していくモニタリング測定に移行しつつある。県民の放射線・放射能に関する不安は根強いことから、県民のニーズ、国の総合モニタリング計画や、これまでの測定結果を勘案しながら、情勢に応じた計画となるように定期的に見直していく必要がある。									

### 1 空間放射線量のモニタリング

事業名又は取組名		事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
環境放射能水準調査事業 (モニタリングポストによる常時監視、上水(蛇口水)、降下物、大気浮遊じん)		■県内全域の空間放射線量率の推移変化を、継続的に把握するとともに、地域の実情に応じたきめ細かい測定を実施するために、新たに県内全市町村へモニタリングポスト(連続測定器)を配備し正確なデータを迅速に提供します。 ■県内で生産される農林水産物や関連加工品、水道水の安全性を確認するための検査体制を整備するとともに、放射性物質の検査については状況に応じて対象品目を拡充しながらきめ細かに測定します。 ■自然由来と原発由来の放射性物質を判別するため、地表面に降下した放射性核種についての測定を行います。(降下物・大気浮遊じん)		妥当	成果が あった	効率的			
実施年度		事業実績							
平成 29～令和 2		■モニタリングポスト設置箇所数：40 箇所  ■上水(蛇口水)の検査件数 1 回/年							
事業主体		■降下物の検査件数 1 回/月							
国、県		■大気浮遊じん検査件数 4 回/年							
担当課・室									
原子力安全対策課									
第 4 期へ向けての課題									
○モニタリングポスト 40 箇所のうち 3 箇所(県南 MP)については国等による体制整備が整う前に緊急的に整備したものであり、高経年化に伴う機器の劣化が認められる。 一方で、現在の福島第一原子力発電所の状況から大規模な放射性物質の新たな放出は想定できないほか、観測している放射線量率は低減傾向にあり、低いレベルで安定して推移している状況である。 加えて県南 MP を設置している自治体には、国が整備したした水準 MP が設置されており、丸森町では町独自で設置した MP もあることから福島第一電子力発電所事故の線量率の推移を十分に把握することが可能である。これらのことから、県南 MP の廃止に向けた手続きを検討する必要がある。									

	事業名又は取組名	事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性
2	放射線・放射能広報事業 (携帯型放射線測定器等による随時測定、航空機モニタリング、自動車による走行サーベイ)	<p>■県内全市区町村に携帯型放射線測定器を貸し与し、市町村において地域の実情に応じたきめ細かい測定を実施する。</p> <p>■文部科学省が実施する航空機モニタリングについて、必要な協力を実施するとともに、その結果を把握する。</p> <p>■文部科学省が市町村に機器を貸し出して実施する走行サーベイについて、必要な協力を実施するとともに、その結果を把握する。</p>	妥当	成果があつた	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果		
	平成 29~令和 2	①携帯型放射線測定器等による随時測定 ■市町村への携帯型放射線測定器の配備台数：34 台（市町村数 28）	①平成 23 年 5 月に県南地域 13 市町へ、同年 6 月に残りの県内市町村へ携帯型放射線測定器を配備し、定点測定を進めてきた。 ○平成 29 年度以降も市町村の判断による地域のきめ細かな測定を実施する体制が整備され、県民の測定に対する要望に応えることができた。		
	事業主体 県、市町村 国	②航空機モニタリング ■実施時期 ○平成 29 年度：1 回 平成 29 年 9 月 9 日～11 月 16 日 ○平成 30 年度：1 回 平成 30 年 9 月 6 日～11 月 15 日 ○令和元年度：1 回 令和元年 8 月 29 日～11 月 2 日 ○令和 2 年度：1 回（予定）	②事故直後の当県への放射性物質の影響が明らかになり、各種対策や、県民への情報提供において大きな役割を果たした。 ○その後のモニタリングにより、県内の空間放射線量率の経時的な低減を確認した。		事業・取組の方向性
	担当課・室 原子力安全対策課	③自動車による走行サーベイ ■実施時期 ○平成 29 年度：計 1 回 10 月 23 日～11 月 24 日 ○平成 30 年度：計 1 回 10 月 22 日～11 月 23 日 ○令和元年度：計 1 回 10 月 28 日～11 月 22 日 ○令和 2 年度：計 1 回 10 月 26 日～11 月 20 日	③事故後から、主要幹線道路及び一般道路を測定しており、航空機モニタリングと同様、比較的面的な結果が得られる。特に地域生活道路は、住民の生活に密着しており、有効に活用されている。 ○航空機モニタリングと同様、県内の空間放射線量率が経時に低減していることが確認され、県民の不安払拭の一助となった。		事故対策事業として継続
	第 4 期へ向けての課題				
	<p>①校正費用の確保が課題となっている市町村もある。また、市町村の測定協力によって実施されるものであるため、低線量が継続している現在は、市町村の意向を確認しながら縮小または中止を検討していく。</p> <p>②平成 23 年度（第 1 回目）と比較して、経時的な放射線量の低減が確認されており、今後についても、同様の手法で測定し経時変化を確認していくことは重要であると思われる。また、通常人が入ることが比較的少ない山間地や河川についても測定できるのは本測定の特徴であり、そういう意味でも維持が妥当と思われる。</p> <p>③市町村の測定協力によって実施されるので、今後も市町村の意向を確認しながら協力を要請していく。</p>				
3	事業名又は取組名	事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性
	放射線・放射能広報事業 (学校、幼稚園、保育所等の校庭、園庭等の放射線量測定)	■市町村の協力を得て学校や幼稚園、保育所等の校庭、園庭等における空間放射線量率の測定を行い、児童・生徒の安全性を確認する。	妥当	成果があつた	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果		
	平成 29~令和 2	■校庭、園庭の測定施設数 ○平成 29 年度：1, 532 施設 ○平成 30 年度：1, 497 施設 ○令和元年度：1, 428 施設 ○令和 2 年度：1, 381 施設	○最大値は、平成 23 年度の $0.76 \mu\text{Sv}/\text{h}$ から、28 年度には $0.12 \mu\text{Sv}/\text{h}$ に低減した。 ○平均値は、平成 23 年度の $0.13 \mu\text{Sv}/\text{h}$ から、24 年度には $0.05 \mu\text{Sv}/\text{h}$ に低減した。 ○ $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えた学校は、平成 23 年度は 164 校あったが、平成 25 年度以降はない。		
	事業主体 県、市町村				事業・取組の方向性
	担当課・室 原子力安全対策課 スポーツ健康課 ほか				終了
	第 4 期へ向けての課題				
	終了				

	事業名又は取組名	事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性		
4	港湾利用促進事業	<p>(1) 港湾内空間放射線量測定事業 県内の港湾（仙台塩釜港仙台港区・塩釜港区・石巻港区）の安全性について、国内外の港湾事業関係者等に対し周知するため空間放射線量率の測定を行う。</p> <p>(2) 港湾内海水放射能測定事業 県内の港湾（仙台塩釜港仙台港区・塩釜港区・石巻港区）の安全性について、国内外の港湾事業関係者等に対し周知するため、海水中的放射性物質濃度の測定を行う。</p> <p>(3) 港湾内放射能測定事業 仙台塩釜港の安全性について、国内外の港湾事業関係者等に対し周知するため、同港仙台港区高砂コンテナターミナルに搬入されるコンテナ表面の放射線量率の測定を行う。</p>	妥当	成果があつた	効率的		
	実施年度	事業実績	事業効果				
	平成 29～令和 2	(1) 港湾内空間放射線量測定事業 ■測定箇所 仙台塩釜港仙台港区、塩釜港区、石巻港区	県公式 Web サイトによる測定結果の公開により、港湾利用者をはじめ、周辺住民にとって、有益な情報を提供できた。				
	事業主体	■測定頻度 週に 2 回、	(1) 港湾内空間放射線量測定事業 当該港湾の空間放射線量は基準値を超えたことがないため、港湾の安全性を対外的に示すことができた。		事業・取組の方向性		
	県	■件数（実施箇所合計の件数） ○平成 29 年度：294 回 ○平成 30 年度：297 回 ○令和元年度：285 回 ○令和 2 年度：282 回（見込み）	(2) 港湾内海水放射能測定事業 事業実施以降、当該港湾内における海水中の放射性物質は不検出であることから、港湾の安全性を対外的に示すことができた。		事故対策事業として継続		
	担当課・室	(2) 港湾内海水放射能測定事業 ■測定箇所 仙台塩釜港仙台港区、塩釜港区、石巻港区	(3) 港湾内放射能測定事業 企業訪問の際に、使用した説明資料の一部に、測定結果を活用し、国内外の港湾利用者にとって、有益な情報を提供できた。				
	港湾課	■測定頻度、 2 週間に 1 回 ■件数（実施箇所合計の件数） ○平成 29 年度：72 件 ○平成 30 年度：69 件 ○令和元年度：60 件 ○令和 2 年度：54 回（見込み）	また、除染基準値を超えたコンテナについて搬入元に返送することとしているため、安全なコンテナのみを扱っている港湾として、国内外に示すことができている。				
		(3) 港湾内放射能測定事業 ■測定箇所 仙台塩釜港仙台港区高砂コンテナターミナル ■測定頻度、 平日毎日（※ターミナル閉鎖日を除く。） ■測定本数 1 日あたり約 70 本 ■件数（実施箇所合計の件数） ○平成 29 年度：35,610 回 ○平成 30 年度：31,237 回 ○令和元年度：30,228 回 ○令和 2 年度：30,000 回（見込み）					
	第 4 期へ向けての課題						
	<p>○東京電力福島第一原子力発電所事故を原因とする中国、韓国の輸入停止措置が依然として続いていること、今なお、本県の経済、事業者に甚大な被害を与えている。</p> <p>輸入停止措置を取っている国々に向け発信することは、輸入停止措置の見直しに対し有効な方策と考えられることから、測定事業を継続することとする。また、Web サイトによる公開のあり方については、他県の例を参考にしながら、より分かりやすい内容に改善する。</p>						

5	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
	企業局所管施設空間放射線量測定事業	浄水場内で稼働している脱水機施設が、現場作業員や周辺環境へ与える影響を調査するため、浄水場における空間放射線量率の測定を行う。		妥当	成果があつた	効率的		
	実施年度	事業実績	事業効果					
	平成 29～令和 2	企業局所管施設空間放射線量測定事業 南部山浄水場分	○3 浄水場内で、毎週 1 回、5～7 カ所での放射線を測定し、作業員の安全及び周辺住民への安心を提供することができた。					
	事業主体	○平成 29 年度：延べ 52 回測定 ○平成 30 年度：延べ 51 回測定	○8,000bq/kg 以上の浄水発生土を保管していない麓山浄水場及び中峰浄水場については、平成 28 年度以降は測定回数を毎月 1 回とすることにした。					
	県	○令和元年度：延べ 49 回測定 ○令和 2 年度：延べ 52 回測定 (見込み)						
	担当課・室							
	水道経営課							
第 4 期へ向けての課題				事業・取組の方向性				
○各浄水場内の放射線量は安定しているものの、南部山浄水場では指定廃棄物を保管しているため作業員及び周辺住民への安心を提供するためにも今後も当該事業を継続する必要がある。				事故対策事業として継続				

## 2 放射性物質のモニタリング

### (1) 食べ物・飲み物

1	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
	県産農林水産物放射性物質対策事業	■原子力災害対策特別措置法第 20 条の規定に基づき、出荷・流通前における県産農林水産物の安全を確認するため、国のガイドライン等に則り放射性物質検査を実施する。		妥当	成果があつた	概ね効率的		
	実施年度	事業実績	事業効果					
	平成 29～令和 2	県産農林水産物放射性物質検査事業【「精密検査」の検査点数】 ・平成 29 年度：4,756 点 ・平成 30 年度：4,679 点	○県産農林水産物放射性物質検査事業 ・生産段階での検査の実施により、基準値を超過する農林水産物の流通防止を図ったほか、検査結果を迅速に公表し、消費者の不安解消や県産農林水産物等の風評払拭などに寄与することができた。					
	事業主体	・令和元年度：4,258 点 ・令和 2 年度：5,000 点 (見込み)						
	県							
	担当課・室							
	食産業振興課							
第 4 期へ向けての課題				事業・取組の方向性				
出荷制限指示が継続している品目もあり、継続したモニタリングが必要。				事故対策事業として継続				

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
	農産物放射能対策事業	主要な農産物や農地土壤等を対象に、放射性物質濃度の測定を行う。						
	実施年度	事業実績	事業効果					
2	平成 29～令和 2	○「検査計画、出荷制限 等の品目・区域の設定・解除の考え方」を基本として、農産物の放射性物質検査の実施（精密検査）。検査結果は迅速に公表した。 ■検査数 ○平成 29 年度： 米 74 点 麦類 12 点 そば 35 点 大豆 77 点 野菜類、果樹類 1,381 点 ○平成 30 年度： 米 34 点 麦類 13 点 そば 33 点 大豆 37 点 野菜類、果樹類 1,923 点 ○令和元年度： 米 34 点 麦類 12 点 そば 33 点 大豆 35 点 野菜類、果樹類 1,782 点 ○令和 2 年度（見込み） 米 34 点 麦類 12 点 そば 33 点 大豆 35 点 野菜類、果実類 1,800 点	○農産物の放射性物質検査の実施 ○放射性物質の基準値を超過した農産物が市場に流通しなかった。					
	事業主体			事業・取組の方向性				
	県			事故対策事業として継続				
	担当課・室							
	みやぎ米推進課							
	第 4 期へ向けての課題							
	○第 3 期（平成 29～令和 2 年度）を通し、数値が検出された検体が少なかった（年間 10 点程度）ため、第 4 期以降は安全性を担保しながらも検査規模の縮小を検討する必要がある。							
	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
	残留放射性物質検査関係事業	放射性物質検査の円滑な実施 農産物等サンプル測定に伴う業務補助作業を行う臨時職員の雇用						
	実施年度	事業実績	事業効果					
旧 2	平成 29, 30 終了	・県内 6 機関において臨時職員を雇用し、農産物等に残留する放射性物質の検査が円滑に進められた。 ・検査に使用する放射性物質簡易検査機器の年次校正作業を実施した。(3 機関 3 台)	農産物の残留放射性物質の測定が実施され、県産農産物の安全性が確認された。					
	事業主体			事業・取組の方向性				
	県			終了				
	担当課・室							
	農業振興課							
	第 4 期へ向けての課題							
	平成 30 年度終了							

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
3	放射性物質影響調査事業 (原乳, 粗飼料, 草地土壤等)	■原乳における放射性物質検査を実施し, 消費者に対して安全・安心を確保するとともに, 畜産物への放射能の影響を低減する飼養管理を指導するため, 粗飼料や草地土壤等の放射性物質濃度の検査を行う。		妥当	成果があつた	効率的								
	実施年度	事業実績	事業効果											
	平成 29~令和 2	■調査品目: 原乳 ■調査内容: 1 調査品目:「原乳」「粗飼料」「草地土壤等」 2 調査回数 「原乳」県内 5 集乳施設×1 回/月 「粗飼料」永年生牧草, 単年生粗飼料等 「草地土壤等」草地・土壤等 3 検査機関 県及び民間検査機関 ■検査点数(牧草) ○平成 29 年度: 452 ○平成 30 年度: 345 ○令和元年度: 473 ○令和 2 年度: 474 (見込み)	○本事業の実施により, 畜産農家における安全性の確保及び消費者に対する放射能汚染への不安を解消し, 安全安心な県産畜物の生産及び流通・消費を確保している。											
	事業主体	事業・取組の方向性												
	県	事故対策事業として継続												
	担当課・室													
	畜産課													
	第 4 期へ向けての課題													
	○国の検査計画の見直しに呼応し, 状況に応じた検査件数・内容を検討し, 対応していく。													
4	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
	肉用牛出荷円滑化推進事業	■安全・安心な県産牛肉の流通, 消費を確保するため, 県内外の食肉市場へ出荷する県産牛全頭及び県内食肉市場へ出荷する廃用牛全頭の放射性物質検査を行う		妥当	成果があつた	効率的								
	実施年度	事業実績	事業効果											
	平成 29~令和 2	■検査頭数(牛肉) ○平成 29 年度: 26,165 頭 ○平成 30 年度: 25,706 頭 ○令和元年度: 25,249 頭 ○令和 2 年度: 5,318 頭(見込み) ※令和 2 年 3 月 31 日より全頭検査を見直し, 抽出検査に変更。	○消費者の放射能汚染への不安を解消し, 安全安心な県産牛肉の流通・消費を確保している。											
	事業主体	事業・取組の方向性												
	県	事故対策事業として継続												
	担当課・室													
	畜産課													
	第 4 期へ向けての課題													
	○検査の方針が変更となり, 検査頭数は縮小したもの, 出荷制限の全面解除の見通しが立っておらず, 検査終了時期は未定。													
5	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
	水産物安全確保対策事業	■放射能検査機器を導入し, 水産物の放射性物質濃度のモニタリング調査を実施することにより, 宮城県産水産物の安全流通に資する。		妥当	成果があつた	効率的								
	実施年度	事業実績	事業効果											
	平成 29~令和 2	■検査数 ○平成 29 年度: 2,118 検体 ○平成 30 年度: 1,790 検体 ○令和元年度: 1,539 検体 ○令和 2 年度: 1,500 検体(見込み)	○県水産技術総合センターにゲルマニウム半導体検出器を導入するとともに, 主要産地魚市場及び水産加工業協同組合等に簡易放射能測定器を設置し, 検査を強化することによって, 消費者や流通業者に対して県産水産物の安全性をアピールできた。											
	事業主体	事業・取組の方向性												
	県, その他	事故対策事業として継続												
	担当課・室													
	水産業振興課													
	第 4 期へ向けての課題													
	○未だ風評被害が認められることから, 検査体制についてさらにアピールするとともに, 継続して多種多様な魚種の検査を行っていく。													

6	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性							
	特用林産物放射性物質対策事業	<p>■放射性物質検査体制の強化 きのこ・山菜類等の特用林産物やほど木など各種林産物の安全・安心を確保するため、簡易検査や精密検査を実施する。また、県有測定機器の校正を行う。併せて、県全域の広葉樹林原木の放射性物質モニタリング検査を行う。</p>											
	実施年度	事業実績	事業効果										
	平成 29～令和 2												
	事業主体												
	県												
	担当課・室												
	林業振興課												
	第 4 期へ向けての課題												
○放射性物質による出荷制限・自粛が続き、県民や生産者が受けている被害に対して支援していくには、現在行っている検査は必須である。また、制限・自粛の解除に向けた取り組みを行っていく。													
7	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性							
	放射性物質検査対策事業	<p>食肉処理施設に出荷する県内産牛全頭の放射性物質検査を実施するとともに、牛以外の豚等の肉についてモニタリング検査を実施し、食の安全・安心を確保する。また、県内に流通している加工食品等の放射性物質検査を行い、検査結果を公表するとともに、基準値を超える食品の流通を防止する。</p> <p>(1) 県産牛の放射性物質検査 登米市米山の食肉流通公社に出荷される県産牛全頭</p> <p>(2) 県産豚等の放射性物質モニタリング検査 登米市米山の食肉流通公社に出荷される県産豚、めん羊、馬の肉</p> <p>(3) 県内に流通する加工食品等の検査 県内に流通する牛乳、清涼飲料水（ミネラルウォーター）、乳児用食品、一般食品等</p>											
	実施年度	事業実績	事業効果										
	平成 29～ 令和 2												
	事業主体												
	県												
	担当課・室												
	食と暮らしの安全推進課												
	第 4 期へ向けての課題												
県民の食の安全安心を確保するためには、検査を継続し、安全性を確認する必要があることから、当該事業は維持する方向である。													

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
8	市町村等水道事業体における水道水の放射性物質検査	○安全・安心な水道水を受水市町村に供給するため、水道水の放射性物質検査を行うとともにその結果を公表する。		妥当	成果があつた	－			
	実施年度	事業実績	事業効果						
	平成 29～令和 2	○水道水の検査（県企業局分を除く） ・各水道事業体は登録検査機関において、検査を実施していたため、県への依頼はなかった。 ・管理目標値である 10Bq/kg を超える放射性セシウムはこれまで検出されていない。	○水道水の検査 ・県では、検査結果を取り纏め、ホームページ上で公開している。放射性物質汚染を心配する住民からの相談に対してわかりやすく水道の安全性をアピールできている。 ・これまでに管理目標値（放射性セシウム 10Bq/kg）を超えた検体はない。						
	事業主体	県、市町村							
	担当課・室	担当課・室							
	食と暮らしの安全推進課	○H29 年度検査実績：775 件 ○H30 年度検査実績：682 件 ○R01 年度検査実績：588 件 ○R02 年度検査実績（令和 2 年 10 月末時点）：309 件							
	第 4 期へ向けての課題								
	○管理目標値を超えた場合、水道水の安全性を確保する上で、クロスチェックを行うなど、各水道事業体や登録検査機関の補完的な役割が必要となることから、今後も継続して事業を行う。また測定結果の公表についても、継続してホームページ上で公開し、県民に広く水道水の安全性についてアピールを行っていく。								
9	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
	企業局における水道水の放射性物質検査	■安全・安心な水道水を受水市町村に供給するため、水道水の放射性物質検査を行う。		妥当	成果があつた	効率的			
	実施年度	事業実績	事業効果						
	平成 29～令和 2	企業局における水道水の放射性物質検査（3 清水場） ・平成 29 年度：延べ 153 検体測定 ・平成 30 年度：延べ 156 検体測定 ・令和元年度：延べ 36 検体測定 ・令和 2 年度：延べ 36 検体測定（見込み）	企業局における水道水の放射性物質検査（3 清水場） 毎週 1 回、3 清水場から配水する水道水の放射能濃度を測定し、安全性を確認するとともにその結果を公表することにより、県民に安心を提供することができた。また、これまでの結果から安全性が確認できたため、平成 28 年度以降は測定回数を毎月 1 回とすることにした。						
	事業主体	事業主体							
	県	県							
	担当課・室	担当課・室							
	水道経営室								
	第 3 期へ向けての課題								
	○県民の安全を確保し、安心を提供するためにも今後も当該事業を継続する必要がある。								

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	<p>■県内全域の空間放射線量率の推移変化を、継続的に把握するとともに、地域の実情に応じたきめ細かい測定を実施するために、新たに県内全市町村へモニタリングポスト（連続測定器）を配備し正確なデータを迅速に提供します。</p> <p>■県内で生産される農林水産物や関連加工品、水道水の安全性を確認するための検査体制を整備するとともに、放射性物質の検査については状況に応じて対象品目を拡充しながらきめ細かに測定します。</p> <p>■自然由来と原発由来の放射性物質を判別するため、地表面に降下した放射性核種についての測定を行います。（降下物・大気浮遊じん）</p>				
実施年度	事業実績	事業効果			
平成 29～令和 2	<p>■モニタリングポスト設置箇所数：40 箇所</p> <p>■上水（蛇口水）の検査件数 1 回/年</p> <p>■降下物の検査件数 1 回/月</p> <p>■大気浮遊じん検査件数 4 回/年</p>	<p>○モニタリングポストによる継続的監視 ・モニタリングポスト設置による連続測定及び結果のリアルタイムでの Web サイトでの公表体制が整備され、県民が最新の情報にいつでもアクセスできるようになっている。 ・県内全域 40 箇所の連続測定により、空間放射線量率は低減傾向にあり、低いレベルで推移していることが継続的に確認されており、このことにより県民不安の解消に寄与している。</p> <p>○水道水の管理目標値である 10 Bq/kg を超過したものはなく、安全に問題がないことが確認された。</p> <p>○降下物及び大気浮遊じんの測定結果では、福島第一原子力発電所事故由来と考えられる放射性セシウムは不検出又は微量の検出となっている。</p> <p>○これらの測定は県民の不安だけではなく、風評払拭の一助となっている。</p>	妥当	成果があつた	効率的
事業主体					
国、県					
担当課・室					
原子力安全対策課					
第 4 期へ向けての課題					
<p>○モニタリングポスト 40 箇所のうち 3 箇所（県南 MP）については国等による体制整備が整う前に緊急的に整備したものであり、高経年化に伴う機器の劣化が認められる。</p> <p>一方で、現在の福島第一原子力発電所の状況から大規模な放射性物質の新たな放出は想定できないほか、観測している放射線量率は低減傾向にあり、低いレベルで安定して推移している状況である。</p> <p>加えて県南 MP を設置している自治体には、国が整備したした水準 MP が設置されており、丸森町では町独自で設置した MP もあることから福島第一電子力発電所事故の線量率の推移を十分に把握することが可能である。これらのことから、県南 MP の廃止に向けた手続きを検討する必要がある。</p>					

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
10	野生鳥獣放射能対策事業	県内各地の食用に供されるイノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ、キジ、カルガモ等野生鳥獣の肉の放射性物質濃度検査と検査結果の周知・公表を継続していく。		妥当	成果があつた	概ね効率的			
	実施年度	事業実績	事業効果						
	平成 29～令和 2	平成 29 年度： 食肉加工用シカ肉 34 件, モニタリング 139 件	野生鳥獣放射性物質検査事業 イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ、キジ及びカルガモの肉については、放射性物質検査を実施し、検査結果を県ホームページ及びにマスコミ等を通じて県民へ情報提供することで、野生鳥獣肉の食の安全安心を図つている。						
	事業主体	平成 30 年度： 食肉加工用シカ肉 129 件 モニタリング 128 件	そのうち、イノシシ、ツキノワグマ及びニホンジカの肉については、県内全域を対象として、国から出荷制限指示が出され、現在も継続中である。また、ニホンジカの肉については、全頭の精密検査を行うことを条件として、3 加工処理業者に限り、一部出荷制限解除が認められている。						
	県	令和元年度： 食肉加工用シカ肉 208 件 モニタリング 110 件							
	担当課・室	令和 2 年度： 食肉加工用シカ肉 172 件 モニタリング 83 件 (令和 2 年 11 月末現在)							
	自然保護課								
	第 4 期へ向けての課題								
	野生鳥獣肉の安全性が確認できるまで、検査継続によるモニタリングは必要である。また、出荷制限の一部解除が認められているが、消費者に対する食の安全安心を示すため、当該事業は、第 4 期計画期間においても継続する方向である。								
11	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
	放射線・放射能広報事業	■放射能県民安心事業 県民が持ち込んだ、家庭菜園の農産物等の安全性を確認できるようにするために、県内市町村に配備した簡易型の放射能測定器等を用いて、各市町村による放射能測定を支援する。		妥当	成果があつた	効率的			
	実施年度	事業実績	事業効果						
	平成 29～令和 2	■持ち込み測定件数 ○平成 29 年度：1,313 件 ○平成 30 年度：1,084 件 ○令和元年度：711 件 ○令和 2 年度：321 件 (令和 2 年 10 月末現在) ■県による配備台数：34 台	○事故により放出された放射性物質による、飲食物への影響については、事故直後から県による検査体制により、国の基準値を下回るものが流通しているが、一方、自家栽培の野菜や山などの自然から採取した食品は検査対象外となり、事故後も検査体制の整備が求められていた。本事業により、平成 24 年 10 月までに全ての市町村で住民持ち込みによる放射性物質の測定事業が開始され、流通外の食品に対する県民不安の解消につながっている。						
	事業主体								
	県、市町村								
	担当課・室								
	原子力安全対策課								
	第 4 期へ向けての課題								
	○検査件数が全体的に減少しており、市町村からは「終了したい」又は「終了する」という申し入れがある。市町村の自主性に任せて検査を行っていることもあり、本事業は実施計画に継続で掲載するものの、市町村の意向を優先することとする。								

	事業名又は取組名	事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性
12	消費生活センター機能充実事業	○住民が消費する食品等に対する放射性物質測定を行うため、市町村が実施する放射性物質測定検査等に係る経費に対し、国の交付金を活用し、消費者行政強化事業及び推進事業補助金により支援を行う。 (H30までは「地方消費者行政推進事業補助金」、R1からは「地方消費者行政強化事業及び推進事業補助金」)	妥当	成果があつた	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果		
	平成 29～令和 2	○市町村消費者行政推進事業補助金（特別会計） ・平成 29 年度 ：28 市町村 32,157 千円	○市町村に対して、放射性物質検査機器等の校正費用及び消耗品等購入経費等を補助したことにより、市町村が実施する持込食材の放射性物質測定検査等を支援することができ、県民の食の安心安全への不安解消を促進することができた。		
	事業主体	・平成 30 年度 ：26 市町村 32,040 千円			事業・取組の方向性
	県、市町村	○市町村消費者行政強化事業及び推進事業補助金 ・令和元年度 ：20 市町村 17,168 千円			事故対策事業として継続
	担当課・室	・令和 2 年度 ：19 市町村 8,837 千円			
	消費生活・文化課	○主な市町村事業の内容 ・放射性物質の検査機器の校正 ・資機材購入等検査に関する費用 ・食品等の放射性物質検査 ・消費生活相談への対応			
	第 4 期へ向けての課題				
	○今後も、消費者の食の安全性への不安解消、地域全体の消費者問題への対応力向上につながる市町村の取組が必要である。				
13	事業名又は取組名	事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性
	学校給食安全・安心対策事業	■学校給食一食全体の事後検査と給食食材の事前サンプル検査を実施し、児童生徒及び保護者等の学校給食に対する安心を確保する。	概ね妥当	成果があつた	概ね効率的
	実施年度	事業実績	事業効果		
	平成 29～令和 2	1 学校給食用食材の事前検査（サンプル測定） ・平成 29 年度：774 検体実施 ・平成 30 年度：634 検体実施 ・令和元年度：514 検体実施 ・令和 2 年度：117 検体実施 (R2.10.30 現在)	1 学校給食用食材の事前検査 ・検査した検体すべてで、精密検査の実施目安(50Bq/kg)以内であった。		
	事業主体	2 測定機器の校正・修繕 学校給食用食材のサンプル測定に使用する NaI シンチレーショングローブメータ 8 台について、必要な校正等を行う。			事業・取組の方向性
	県、市町村、その他				終了
	担当課・室				
	スポーツ健康課				
	第 4 期へ向けての課題				
	終了				

14	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性 概ね妥当         有効性 ある程度成果があつた         効率性 概ね効率的	
	児童福祉施設等給食安全・安心対策事業	■児童福祉施設等で提供される給食における放射性物質の有無について把握するため、給食一食分全体について事後検査を実施する。			
	実施年度	事業実績	事業効果		
	平成 29～令和 2	○給食一食全体の事後検査 ・平成 29 年度：県有施設（1 か所）及び保育所（2 か所）における実施 ・平成 30 年度：県有施設（1 か所）及び保育所（2 か所）における実施 ・令和 1 年度：県有施設（1 か所）及び保育所（2 か所）における実施 ・令和 2 年度：県有施設（1 か所）及び保育所（2 か所）における実施	○検査実施施設の給食食材については、いずれも検出下限値を超える放射性物質が検出されなかったこと、また、この結果を公表することで利用者の安全・安心のための情報を共有することができた。		
	事業主体				
	県				
	担当課・室				
	子ども・家庭支援課				
第 4 期へ向けての課題				令和 2 年度終了	
終了					

## (2) 產業活動

	事業名又は取組名	事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性
1	工業製品放射線関連風評被害対策事業	■工業製品等の放射線量率の測定等	概ね妥当	ある程度成果があつた	概ね効率的
	実施年度	事業実績	事業効果		
	平成 29～令和 2	工業製品放射線関連風評被害対策事業 Na I シンチレーションサーベイメータ、GM サーベイメータによる放射線測定 ・平成 29 年度：51 件 ・平成 30 年度：53 件 ・令和 1 年度：47 件 ・令和 2 年度：69 件（見込み）	工業製品放射線関連風評被害対策事業 ・県内で製造した工業製品の放射線を測定することにより、その安全性を確認し、風評被害の防止に効果をあげた。 ・測定結果の証明書を発行することにより、公的機関等の証明が必要とされる場合に対応することができた。		
	事業主体				事業・取組の方向性
	県				事故対策事業として継続
	担当課・室				
	新産業振興課				
	第 4 期へ向けての課題				
	製造品の放射線に関する安全性を確認するためには、測定を実施しなければならないので、当該事業は、第 4 期計画期間においても、維持継続する方向である。				
2	事業名又は取組名	事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性
	【再掲】港湾利用促進事業	(1) 港湾内空間放射線量測定事業 県内の港湾（仙台塩釜港仙台港区・塩釜港区・石巻港区）の安全性について、国内外の港湾事業関係者等に対し周知するため空間放射線量率の測定を行う。 (2) 港湾内海水放射能測定事業 県内の港湾（仙台塩釜港仙台港区・塩釜港区・石巻港区）の安全性について、国内外の港湾事業関係者等に対し周知するため、海水中の放射性物質濃度の測定を行う。 (3) 港湾内放射能測定事業 仙台塩釜港の安全性について、国内外の港湾事業関係者等に対し周知するため、同港仙台港区高砂コンテナターミナルに搬入されるコンテナ表面の放射線量率の測定を行う。	妥当	成果があつた	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果		
	平成 29～令和 2	(1) 港湾内空間放射線量測定事業 ■測定箇所 仙台塩釜港仙台港区、塩釜港区、石巻港区 ■測定頻度 週に 2 回、 ■件数（実施箇所合計の件数） ○平成 29 年度：294 回 ○平成 30 年度：297 回 ○令和元年度：285 回 ○令和 2 年度：282 回（見込み）	県公式 Web サイトによる測定結果の公開により、港湾利用者をはじめ、周辺住民にとって、有益な情報を提供できた。 (1) 港湾内空間放射線量測定事業 当該港湾の空間放射線量は基準値を超えたことがないため、港湾の安全性を対外的に示すことができた。		
	事業主体				事業・取組の方向性
	県				事故対策事業として継続
	担当課・室				
	港湾課	(2) 港湾内海水放射能測定事業 ■測定箇所 仙台塩釜港仙台港区、塩釜港区、石巻港区 ■測定頻度、 2 週間に 1 回 ■件数（実施箇所合計の件数） ○平成 29 年度：72 件 ○平成 30 年度：69 件 ○令和元年度：60 件 ○令和 2 年度：54 回（見込み）  (3) 港湾内放射能測定事業 ■測定箇所 仙台塩釜港仙台港区高砂 コンテナターミナル ■測定頻度、 平日毎日（※ターミナル閉鎖日を除く。） ■測定本数 1 日あたり約 70 本 ■件数（実施箇所合計の件数） ○平成 29 年度：35,610 回 ○平成 30 年度：31,237 回 ○令和元年度：30,228 回 ○令和 2 年度：30,000 回（見込み）	(2) 港湾内海水放射能測定事業 事業実施以降、当該港湾内における海水中の放射性物質は不検出であることから、港湾の安全性を対外的に示すことができた。  (3) 港湾内放射能測定事業 企業訪問の際に、使用した説明資料の一部に、測定結果を活用し、国内外の港湾利用者にとって、有益な情報を提供できた。 また、除染基準値を超えたコンテナについて搬入元に返送することをしているため、安全なコンテナのみを扱っている港湾として、国内外に示すことができている。		

	第4期へ向けての課題					
	○東京電力福島第一原子力発電所事故を原因とする中国、韓国の輸入停止措置が依然として続いている。今なお、本県の経済、事業者に甚大な被害を与えている。 輸入停止措置を取っている国々に向け発信することは、輸入停止措置の見直しに対し有効な方策と考えられることから、測定事業を継続することとする。また、Webサイトによる公開のあり方については、他県の例を参考にしながら、より分かりやすい内容に改善する。					
3	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性		
	企業局における工業用水の放射性物質検査	食品関連会社等のユーザーもあり、工業用水の安全を確認するため、放射性物質検査を行う。		妥当		
	実施年度	事業実績	事業効果	有効性		
	平成29～令和2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度：延べ156検体測定</li> <li>・平成30年度：延べ153検体測定</li> <li>・令和元年度：延べ36検体測定</li> <li>・令和2年度：延べ36検体測定（見込み）</li> </ul>	<p>企業局における工業用水の放射性物質検査（3工業用水道事業） 毎週1回、各ユーザーに配水する工業用水の放射能濃度を測定し、安全性を確認するとともにその結果を公表することにより、ユーザーに安心を提供することができた。また、これまでの結果から安全性が確認できたため、平成28年度以降は測定回数を毎月1回とすることにした。</p>	効率性		
	事業主体			事業・取組の方向性		
	県			事故対策事業として継続		
	担当課・室					
	水道経営課					
	第4期へ向けての課題					
	○工業用水ユーザーへの安心を提供するためにも今後も当該事業を継続する必要がある。					
4	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性		
	企業局における浄水発生土の放射性物質検査	放射性物質汚染対処特措法による指定廃棄物の保管や廃棄物処理施設に搬出処分するため、放射性物質検査を行う。		妥当		
	実施年度	事業実績	事業効果	有効性		
	平成29～令和2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度：延べ70検体測定</li> <li>・平成30年度：延べ67検体測定</li> <li>・令和元年度：延べ48検体測定</li> <li>・令和2年度：延べ48検体測定（見込み）</li> </ul>	<p>企業局における浄水発生土の放射性物質検査 各浄水場等から発生する浄水発生土について、南部山浄水場については月2回、麓山浄水場及び大樅浄水場については月1回放射能濃度を測定しており、放射能濃度に応じた適切な保管・管理を行うことができた。また、安全性を確認するとともにその結果を公表することにより、県民に安心を提供することができた。</p>	効率性		
	事業主体			事業・取組の方向性		
	県			事故対策事業として継続		
	担当課・室					
	水道経営課					
	第4期へ向けての課題					
	○浄水発生土の放射能濃度は、遅減傾向にあるものの、100Bq/kgを超えて検出される場合もあり、今後も引き続き計測を行い、適正管理に努める必要がある。					

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
5	流域下水汚泥等放射能測定事業	■放射性物質濃度に応じた適正な処分を行うため、県で所管している7流域の下水終末処理場で発生する脱水汚泥、汚泥燃料化物及び汚泥焼却灰の放射性物質濃度を測定する。		妥当	成果があつた	効率的			
	実施年度	事業実績	事業効果						
	平成29～令和2	・平成29年度測定件数： 脱水汚泥14件、汚泥焼却灰11件	○汚泥の放射能が受入基準値以下であることが確認されるため、汚泥の適正処分・再資源化が実施できた。						
	事業主体	・平成30年度測定件数： 脱水汚泥14件、汚泥焼却灰11件	○受入基準を超過する汚泥が確認された場合は直ちに搬出を停止する等の処置が可能なため、搬出先とのトラブルが回避された。						
	県	・令和元年度測定件数： 脱水汚泥14件、汚泥焼却灰11件							
6	担当課・室	・令和2年度測定件数： 脱水汚泥14件、汚泥焼却灰11件(見込み)		事業・取組の方向性 事故対策事業として継続	終了				
	水道経営課								
	第4期へ向けての課題								
	○汚泥等の処分委託時に事業者への放射能測定値の提示が不要になるまでは測定を継続する。								
7	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
	学校や保育所等が保有するプールの水等の放射性物質検査	■児童生徒及び保護者等の学校のプールの使用に対する安心を確保するため、学校のプール水のサンプル調査を実施する。		妥当	成果があつた	効率的			
	実施年度	事業実績	事業効果						
	平成29～令和2	■屋外プールの水質サンプル検査数 ・平成29年度：25件(25校×1回)	屋外プールの水質サンプル検査事業 ・平成23年度においては、3校で放射性セシウム137が1Bq/kg検出されたが、厚生労働省が定めた基準値(飲料水)が10Bq/kgであるためプール使用については可である。						
	事業主体	・平成30年度：26件(26校×1回)	・平成24年度以降においては、すべての学校で放射能物質は検出限界以下であり、プール使用は可である。						
	県、市町村	・令和元年度：26件(26校×1回)							
	担当課・室	・令和2年度：測定器の故障により未実施。							
	スポーツ健康課								
	第4期へ向けての課題								
	終了								
8	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
	公共用水域等(河川・湖沼・海域等)及び地下水の放射性物質モニタリング	水環境における事故由来の放射性物質による汚染状況及び推移を把握するため		妥当	成果があつた	概ね効率的			
	実施年度	事業実績	事業効果						
	平成29～令和2	公共用水域等(河川・湖沼・海域等)及び地下水の放射性物質モニタリング事業 ・平成29年度：地下水22地点(年1回)，河川43点，湖沼21点，海域12地点(年2～10回)	○環境中に放出された放射性物質の公共用水域等(河川・湖沼・海域等)及び地下水における実態を把握の上、公表したことにより、県民の安心安全に役立った。						
	事業主体	・平成30年度：地下水24地点(年1回)，河川43点，湖沼21点，海域12地点(年2～10回)							
	国、県	・令和1年度：地下水23地点(年1回)，河川43点，湖沼21点，海域12地点(年2～10回)							
	担当課・室	・令和2年度(見込み)：地下水23地点(年1回)，河川43点，湖沼21点，海域12地点(年2～10回)							
	環境対策課								
	第4期へ向けての課題								
	○河川等の底質については概ね減少傾向であるが、未だ福島県隣接地域等の放射性物質濃度は、県内比較において高い傾向にあるため、モニタリングを継続し状況の把握に努める必要がある。								

8	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性 妥当        有効性 成果が あった        効率性 概ね効 率的
海水浴場の放射性物質モニタリング		海開きをする海水浴場の測定を実施し、海水浴場利用者の安全安心に寄与する。		
実施年度	事業実績	事業効果		
平成 29～令和 2	主要海水浴場の水質の放射性物質濃度及び砂浜の空間放射線率の測定 ・平成 29 年度：6 地点 ・平成 30 年度：7 地点 ・令和 1 年度：9 地点 ・令和 2 年度：2 地点	○環境中に放出された放射性物質の県内主要海水浴場における実態を把握し、公表したことにより、県民の安心安全に役立った。		
事業主体				
県、市町				
担当課・室				
環境対策課				
第 4 期へ向けての課題				
○震災後、未だ開設できていない主要海水浴場について、今後開設していくことが予想されるため、事業を継続し、引き続き状況の把握に努める必要がある。				
9	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性 妥当        有効性 成果が あった        効率性 効率的
放射線・放射能広報事業		■原子力規制委員会が実施する放射性物質の分布状況調査について、必要な協力をするとともに、地表面への様々な放射性物質の沈着状況等を確認する。		
実施年度	事業実績	事業効果		
平成 29～令和 2	■放射性セシウム沈着量の面的調査 (In-situ 測定) ○実施時期 平成 29 年度： 8 月～9 月 年 1 回 49 か所測定 平成 30 年度： 8 月～9 月 年 1 回 49 か所測定 令和元年度： 8 月～9 月 年 1 回 49 か所測定 令和 2 年度： 8 月～9 月 年 1 回 49 か所測定 ■放射性セシウムの深度分布の調査 (スクレーパー測定) ○実施時期 平成 29 年度： 8 月 年 1 回 県内 9 力所測定 平成 30 年度： 8 月 年 1 回 県内 9 力所測定 令和元年度： 8 月 年 1 回 県内 9 力所測定 令和 2 年度： 8 月 年 1 回 県内 9 力所測定	○福島第一原発事故により放出された放射性セシウムの土壌沈着量分布および空間線量率分布の変化傾向の特徴が明らかになるとともに、その変化を理解するために重要な放射性セシウムの環境中における動態についても知識が蓄積された。 ○除染等により空間線量率がより低減していることも確認され、相当量の放射性セシウムは地表面から 5 cm 以内に存在することも確認された。		
事業主体				
国、県				
担当課・室				
原子力安全対策課				
第 4 期へ向けての課題				
○原子力規制委員会が実施する放射性物質の分布状況調査に今後も必要な協力をする				

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性					
	<p>■県内全域の空間放射線量率の推移変化を、継続的に把握するとともに、地域の実情に応じたきめ細かい測定を実施するために、新たに県内全市町村へモニタリングポスト（連続測定器）を配備し正確なデータを迅速に提供します。</p> <p>■県内で生産される農林水産物や関連加工品、水道水の安全性を確認するための検査体制を整備するとともに、放射性物質の検査については状況に応じて対象品目を拡充しながらきめ細かに測定します。</p> <p>■自然由来と原発由來の放射性物質を判別するため、地表面に降下した放射性核種についての測定を行います。（降下物・大気浮遊じん）</p>									
実施年度	事業実績	事業効果								
平成 29～令和 2 事業主体 国、県 担当課・室 原子力安全対策課	<p>■モニタリングポスト設置箇所数：40 箇所</p> <p>■上水（蛇口水）の検査件数 1 回/年</p> <p>■降下物の検査件数 1 回/月</p> <p>■大気浮遊じん検査件数 4 回/年</p>	<p>○モニタリングポストによる継続的監視 ・モニタリングポスト設置による連続測定及び結果のリアルタイムでの Web サイトでの公表体制が整備され、県民が最新の情報にいつでもアクセスできるようになっている。 ・県内全域 40 箇所の連続測定により、空間放射線量率は低減傾向にあり、低いレベルで推移していることが継続的に確認されており、このことにより県民不安の解消に寄与している。</p> <p>○水道水の管理目標値である 10 Bq/kg を超過したものはなく、安全に問題がないことが確認された。</p> <p>○降下物及び大気浮遊じんの測定結果では、福島第一原子力発電所事故由来と考えられる放射性セシウムは不検出又は微量の検出となっている。</p> <p>○これらの測定は県民の不安だけではなく、風評払拭の一助となっている。</p>			事業・取組の方向性 事故対策事業として継続					
第 4 期へ向けての課題										
<p>○モニタリングポスト 40 箇所のうち 3 箇所（県南 MP）については国等による体制整備が整う前に緊急的に整備したものであり、高経年化に伴う機器の劣化が認められる。</p> <p>一方で、現在の福島第一原子力発電所の状況から大規模な放射性物質の新たな放出は想定できないほか、観測している放射線量率は低減傾向にあり、低いレベルで安定して推移している状況である。</p> <p>加えて県南 MP を設置している自治体には、国が整備した水準 MP が設置されており、丸森町では町独自で設置した MP もあることから福島第一電子力発電所事故の線量率の推移を十分に把握することが可能である。これらのことから、県南 MP の廃止に向けた手続きを検討する必要がある。</p>										

## 第2 汚染・風評被害への十分な対応

### 1 風評被害対策など

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
1	中小企業経営安定資金等貸付金	■震災により直接・間接の被害を受け、事業活動に支障を来している中小企業者に対して金融支援を行い、経営の安定化や復旧・復興を支援する。		妥当	成果があつた	効率的								
	実施年度	事業実績												
	平成 29～令和 2	■みやぎ中小企業復興特別資金 新規融資実績 ○平成 29 年度： 278 件 4,603,923 千円 ○平成 30 年度： 205 件 3,858,582 千円 ○令和元年度： 232 件 4,988,205 千円 ○令和 2 年度： 125 件 2,579,988 千円（見込）	○被災中小企業者の資金調達の円滑化が図られた。											
	事業主体													
	県													
	担当課・室													
	商工金融課													
	第 4 期へ向けての課題													
	○被災中小企業者向けの長期・低利の資金は引き続き必要であり、取組を維持する方向である。													
	事業・取組の方向性													
2	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
	被災中小企業者対策資金利子補給事業	■被災中小企業の金利負担を軽減するため、県中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠）及びみやぎ中小企業復興特別資金を借り入れた中小企業者のうち一定の要件を満たした者に対し利子補給を行う。												
	実施年度	事業実績												
	平成 29～令和 2	■実績 ○平成 29 年度：1,191 件 70,276 千円 ○平成 30 年度： 954 件 61,375 千円 ○令和元年度： 827 件 46,255 千円 ○令和 2 年度： 752 件 42,871 千円（見込）	○被災中小企業者の負担軽減及び資金調達の円滑化が図られた。											
	事業主体													
	県													
	担当課・室													
	商工金融課													
	第 4 期へ向けての課題													
	○被災中小企業者の事業再開に向けては、金利負担を軽減し、資金繰りの円滑化を図る必要があり、取組を維持する方向である。													
	事業・取組の方向性													
	事故対策事業として継続													
3	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
	販路拡大推進支援事業（H30 年度まで「商談会開催支援事業」）	■販路開拓・取引拡大等に向けた支援震災により販路を喪失した商工業者の販路回復・拡大のため、宮城県商工会議所連合会等が開催する商談会等に係る経費を補助する。												
	実施年度	事業実績												
	平成 29～令和 2	○平成 29 年度 個別商談会（バイヤー延べ 13 社、207 商談）、集団型商談会（バイヤー延べ 33 社、277 商談）、被災地支援バスツアー（現地商談会）（バイヤー延べ 45 社、246 商談），成約率（全体）20.5% ○平成 30 年度 個別商談会（バイヤー延べ 15 社 257 商談）、集団型商談会（バイヤー延べ 29 社 300 商談）、現地開催型商談会（バイヤー延べ 44 社 226 商談）、成約率（全体）23.0% ○令和元年度 個別商談会（バイヤー延べ 13 社 184 商談）、集団型商談会（バイヤー延べ 45 社 418 商談）、現地開催型商談会（バイヤー延べ 31 社 176 商談）、首都圏型商談会（バイヤー延べ 2 社 12 商談），成約率（全体）26.0% ○令和 2 年度（9 月末時点） 個別商談会（バイヤー延べ 2 社 27 商談）、集団型商談会（バイヤー延べ 1 社 61 商談），商品マッチング（バイヤー延べ 3 社 42 商談）	○個別商談会や集団型商談会、被災地支援バスツアー商談会（現地開催型商談会）の開催等を支援することにより、商談成約率は平成 29 年度は 20.5%，平成 30 年度は 23.0%，令和元年度は 26.0% と高い成約率となった。（一般的な商談会は 5% 前後） 商工業者の販路回復・拡大に寄与した。											
	事業主体													
	県													
	担当課・室													
	商工金融課													
	第 4 期へ向けての課題													
	○被災中小企業者の事業再開に向けては、金利負担を軽減し、資金繰りの円滑化を図る必要があり、取組を維持する方向である。													
	事業・取組の方向性													
	事故対策事業として継続													

	第4期へ向けての課題						
	販路を喪失した商工業者の販路回復・拡大のためには、商工業者とバイヤー（仕入れ担当者）が出会う機会を出来るだけ増やす必要があるので、当該事業は、第4期も継続する方向である。ただし、現時点では令和3年度までの予定であり、令和4年度以降については、今後実施団体等と協議しながら検討していく。						
	事業名又は取組名	事業・取組の目的			必要性	有効性	
	被災中小企業海外ビジネス支援事業	■震災により従来の取引が中断し、これを再開する必要がある企業及び国内外での従来の販路・棚の喪失を受けて海外において新規に販路を開拓しようとする企業に対し、そのビジネス展開の深度及び段階に応じた支援を行う。			妥当	ある程度成果があつた	
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性			
4	平成29～令和2	■実績（全て旅費補助） <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度：10社11件</li> <li>（内訳）国・地域 シンガポール4件、フランス・米国各2件、中国・イタリア・ドバイ各1件 分野 食品7件（うち水産加工品6件）、その他4件</li> <li>・平成30年度：13社18件</li> <li>（内訳）国・地域 シンガポール・香港各4件、タイ3件、台湾・中国・アメリカ・ベトナム各2件、マレーシア1件 分野 食品17件（うち水産加工品9件）、その他1件</li> <li>・令和1年度：11社15件</li> <li>（内訳）国・地域 シンガポール・香港各3件、タイ4件、台湾・中国・アメリカ・ベトナム各2件、マレーシア1件 分野 食品17件（うち水産加工品9件）、その他1件</li> <li>・令和2年度：0社0件</li> </ul>	震災及び福島原発事故により中断した県内企業の海外ビジネスについて、補助金を利用して行った商談により、代理店との契約等、新規顧客獲得に結びついたケースがあった。また、成約まで至らずとも、当該補助金を利用した出張により、将来的な取引先候補企業の発掘や、ネットワーク形成ができるなど、多くの成果が見られた。 令和2年度は、新型コロナウイルスの影響による海外渡航制限・海外展示会の中止等のため、事業実績は0件であった。	事業・取組の方向性			
	事業主体				終了		
	県						
	担当課・室						
	アジアプロモーション課						
	第4期へ向けての課題						
	終了						
	事業名又は取組名	事業・取組の目的			必要性	有効性	
	県産農林水産物等イメージアップ推進事業	東日本大震災により県産農林水産物等が大規模な被害を受け、福島原発事故の影響とみられる需要の落ち込みがみられたことから、復興状況に合わせた県産品のイメージアップを図るため、農林水産関係団体等が行う広報PR活動や海外バイヤー対応などの事業に係る経費を補助する。			妥当	成果があつた	
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性			
5	平成29～令和2	県産農林水産物等イメージアップ推進事業 <ul style="list-style-type: none"><li>・平成29年度 6団体 7件</li><li>・平成30年度 6団体 7件</li><li>・令和元年度 2団体 3件</li><li>・令和2年度 2団体 2件</li></ul>	県産農林水産物等イメージアップ推進事業 各団体が実施する首都圏や海外等での県産農林水産物等のPR活動を支援することにより、認知度向上や安全安心PRによる風評被害の払拭に繋げることができた。	事業・取組の方向性			
	事業主体				終了		
	県						
	担当課・室						
	食産業振興課						
	第4期へ向けての課題						
	終了						
	事業名又は取組名	事業・取組の目的			必要性	有効性	
	東日本大震災農林業災害対策資金利子補給事業	災害復旧の促進及び経営の維持・回復を図るために、福島原発事故に伴う出荷停止等による損害を受けた農林業者に対して、災害対策資金の円滑な融通を図る。			妥当	成果があつた	
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性			
旧5	平成29～平成30	東日本大震災農林業災害対策資金利子補給事業 <ul style="list-style-type: none"><li>（うち3号資金）</li><li>（利子補給実績）</li></ul>	福島原発事故に伴う出荷制限等により資金が必要となった県内農林業者・団体等が災害対策資金を借り入れるに当たり、負担を一定程度軽減することができた。	平成30年終了			
	事業主体						
	県						
	担当課・室						
	農業振興課						
	第4期へ向けての課題						
	平成30年終了						

事業名又は取組名		事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
6	「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業 (旧みやぎ県産品魅力発信事業)	■福島原発事故の影響とみられる需要の落ち込み等に対応するため、県産農林水産物等の広報PRを行い信頼回復と消費拡大を図る			妥当	成果があつた	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果				
平成 29～令和 2	【平成 29 年度】 ①交通拠点を活用した情報発信 ②情報誌等を活用した情報発信 ③「食」の担い手創出 ④グルメサイトを活用した情報発信 ⑤SNSによる情報発信 ⑥県産食材を使用した飲食店フェアの開催 ⑦県外物産展を活用した消費体験の促進 ⑧東京アンテナショップを活用した風評払拭イベントの開催	東京電力(株) 福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害の払拭に向け、県産農林水産物の安全性に関する正確な情報発信と各種媒体を活用した県産品の広報PRを実施。広報PRに加えて実際に県産品に触れる場の創出を図りながら「食材王国みやぎ」の魅力を発信し、実需者や消費者の信頼回復を図るとともに、県産品への消費拡大へ繋げることができた。					
事業主体	【平成 30 年度】 ①交通拠点を活用した情報発信 ②SNSによる情報発信 ③情報誌等を活用した情報発信 ④生産地視察の開催 ⑤グルメサイトを活用した情報発信 ⑥「食」の担い手創出 ⑦県産食材を使用した飲食店フェアの開催 ⑧県外物産展を活用した消費体験の促進 ⑨東京アンテナショップを活用した風評払拭イベントの開催 ⑩園芸特産物に関する調査・PR						
担当課・室	【令和元年度】 ①情報誌等を活用した情報発信 ②生産地視察の開催 ③グルメサイトを活用した情報発信 ④ユーチューバーを活用した情報発信 ⑤県産食材を使用した飲食店フェアの開催 ⑥園芸特産物の情報発信・イベントの開催 ⑦県外物産展を活用した消費体験の促進 ⑧東京アンテナショップを活用した風評払拭イベントの開催	【令和 2 年度】 ①情報誌等を活用した情報発信 ②ZOOMによる情報発信 ③食材提案会の実施 ④県産食材を使用した飲食店フェアの開催 ⑤県外物産展を活用した消費体験の促進 ⑥東京アンテナショップを活用した県産品モニターキャンペーン					
食産業振興課	第 4 期へ向けての課題			事故対策事業として継続			
	県産品の広報 PR 事業等を実施してきたが、未だ県産品の需要の落ち込みは解消しきれていない状況にあるため、引き続き、実施していくことが必要である。						

	事業名又は取組名	事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性
7	食産業ステージアッププロジェクト（うち復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業）	震災により販路を失った県内中小食品製造事業者等が行う、新商品の開発及び既存商品の改良、販路開拓活動等を支援するもの。	妥当	成果があつた	
	実施年度	事業実績	事業効果		
	平成29～令和2年	平成29年度 (1)商品づくり支援：43件 (2)販路開拓活動支援：53件 (3)展示・商談会開催支援：4件	・商品づくり支援により、300を超える商品の開発を支援した。 ・販路開拓活動支援により、各種展示会や商談会への出展を支援し、3か年(H29～R1)で約600件の商談成約に結び付いた。		
	事業主体	平成30年度 (1)商品づくり支援：38件 (2)販路開拓活動支援：52件 (3)展示・商談会開催支援：4件	・展示・商談会開催支援により、団体による商談会開催を支援し、商談機会を創出した。		
	県	令和元年度 (1)商品づくり支援：32件 (2)販路開拓活動支援：32件 (3)展示・商談会開催支援：3件			
	担当課・室	令和2年度（見込み） (1)商品づくり支援：28件 (2)販路開拓活動支援：23件 (3)展示・商談会開催支援：0件			
	食産業振興課				
		第4期へ向けての課題			
		○被災事業者に限定した商品開発や販路開拓支援事業については、一定の役割を果たしたと思われることから今年度で終了するが、県内食品製造業者に対する支援は引き続き必要であることから、一部事業については、通常事業として組替実施する予定である。			
	事業名又は取組名	事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性
8	食材王国みやぎの「食」ブランド化推進プログラム事業（うちみやぎの「食」ブランド再生支援事業）	東日本大震災や風評被害で販路を喪失した県産ブランド食材のブランド価値復興に向けた取組を支援し、販路の確保や流通のグローバル化に対応した販売力の強化を図る。	妥当	成果があつた	概ね効率的
	実施年度	事業実績	事業効果		
	平成29～令和2年	○ ぎんざけ ・実施団体：みやぎ銀ざけ振興協議会 ・取組内容：雑誌等へのPR記事掲載、イベント等でのPR  ○ いちご ・実施団体：宮城県園芸作物ブランド化推進協議会 ・取組内容：民間企業連携の商品開発、販路確保・拡大のための試食宣伝会、食育講座の開催、雑誌・交通広告でのPR、PR資料作成等	○ ぎんざけ 雑誌・イベントでのPRや販売資材でのPRにより、一般消費者、実需者の認知度向上、理解促進が図られた。  ○ いちご 新商品開発により、消費者からの高評価が得られたほか、宣伝会等を通じ、広く一般消費者の認知度向上が図られた。		
	事業主体				
	県				
	担当課・室	○仙台牛・仙台黒毛和牛 ・実施団体：仙台牛銘柄推進協議会 ・取組内容：PRイベントの開催、消費者交流会の開催等	○仙台牛・仙台黒毛和牛 イベントや交流会により、販路拡大や認知度向上が図られた。		
	食産業振興課				
		第4期へ向けての課題			
		終了			

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性							
9	みやぎの肉用牛イメージアップ事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■福島原発事故の風評により、宮城県産牛肉が敬遠され牛肉価格が急激に下落するなどの影響があったことから、低下した県産牛肉イメージを回復させるため消費拡大対策等を実施する。</li> <li>○県内の県産牛肉提供店等とタイアップした県産牛肉キャンペーン等の実施</li> <li>○首都圏の県産牛肉提供店等を活用した仙台牛フェア等の実施</li> </ul>		妥当	ある程度成果があつた								
	実施年度	事業実績	事業効果										
	平成 29～令和 2	○仙台牛を始めとする県産牛肉のイメージ回復に向けた取り組みを行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県産牛肉の安全な検査及び生産体制のPRができた。「仙台牛」の認知度が上がり、ブランド力が向上した。</li> </ul>										
	事業主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>■消費拡大キャンペーン、宿泊キャンペーンの開催</li> <li>■新たな食べ方「仙台牛寿司」の企画と告知</li> </ul>											
	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■駅弁コンテストの実施と優秀作品の商品化</li> <li>■仙台牛加工品（菓子等）の開発</li> <li>■仙台牛普及冊子・資材の作成</li> <li>■「仙台牛の日」イベントの開催</li> </ul>											
	担当課・室	<p style="text-align: center;">第 4 期へ向けての課題</p>											
	畜産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県産牛肉のイメージアップは一定の役割を果たしたことから今年度で終了する。今後は仙台牛銘柄推進協議会等の活動の中で仙台牛の PR を行う（通常事業として継続）。</li> </ul>											
	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性							
	水産都市活力強化対策支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■流通・販売に直結する戦略的な取組を支援し、震災によりシェアを失った本県産水産加工品等水産物の販売を強力に推進する。</li> </ul>											
	実施年度	事業実績	事業効果										
10	平成 29～令和 2	○水産加工データベース（サカナアップみやぎ）を活用した販路開拓支援 ○大規模展示商談会への出展支援 ○県外中央卸売市場と連携した展示・商談会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水産加工データベースを活用したバイヤー逆指名型の商談会の開催や首都圏や関西地域における大規模展示商談会への出展支援などにより、効果的な商談機会を提供した。</li> <li>○豊洲市場や名古屋市中央卸売市場と連携した商談会を開催し、大規模消費地への販路開拓を支援した。</li> <li>○九州地方でホヤを中心とした県産水産物フェアを行い、販路拡大の支援をした。</li> <li>○「みやぎ水産の日」の取組により県内を中心とした県産水産物の認知度向上に一定の効果があった。</li> </ul>	妥当	ある程度成果があつた	概ね効率的							
	事業主体	○県産主要水産物販路開拓支援 ○企業連携による販路拡大の支援 ○「みやぎ水産の日」を核とした県産水産物のPR活動											
	県	○生産体制強化、販売支援への補助											
	担当課・室	<p style="text-align: center;">第 4 期へ向けての課題</p>											
	水産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホヤの販路拡大を支援する事業に組替</li> </ul>											

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
11	風評被害等観光客実態調査事業	アンケートや風評被害サンプル調査の実施 観光客の動態及び県内観光事業の被害実態を把握し、風評被害の実態を検証することにより、今後の施策を検討する。		概ね妥当	ある程度成果があつた	概ね効率的								
	実施年度	事業実績												
	平成 29～令和 2	■観光客へのアンケート調査 ○年 4 回、四半期毎に実施 ○日本人対象： 1 回あたりの調査のサンプル数 100 人 × 10 地点 = 1,000 サンプル ○Web によるアンケート調査 年 1 回、9 月に実施 年代別に、関東圏 500 人、関西圏 500 人の計 1,000 人を対象。 ○観光事業者へのヒアリング調査 4 エリア別に、「観光施設」、「宿泊施設」、「飲食・物販」の職種ごとに 2 事業者を選定し計 24 者を対象												
	事業主体													
	県													
	担当課・室													
	観光課													
	第 4 期へ向けての課題													
	終了													
12	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
	外国人観光客災害復興緊急誘致促進事業	・震災の発生以降、大幅に減少している外国人観光客の積極的な誘致を図るために、観光地の復興等について正確な情報を提供するとともに、安心して来県できる態勢づくりを行う。		妥当	成果があつた	効率的								
	実施年度	事業実績												
	平成 29～令和 2	○外務省と連携した風評払拭プロモーション（平成 29 年度～令和 2 年度） 外務省の「地域の魅力海外発信支援事業」に参加し、北京及び上海での本県のプロモーションを行った。												
	事業主体													
	県													
	担当課・室													
	アジアプロモーション課													
	中国からの観光客宿泊者数 ・平成 29 年 43,650 人 ・平成 30 年 52,170 人 ・令和元年 64,530 人 ・令和 2 年 13,040 人 (見込み数)													
	第 4 期へ向けての課題													
	終了													

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
		事業実績	事業効果						
13	日本貿易振興機構仙台貿易情報センター負担金（風評被害対策事業）	海外ビジネスに取り組む被災事業者等の動向を把握するとともに、日本貿易振興機構（ジェトロ）のネットワーク等を活用し、各企業の放射能対策の取組等について国内外に広く情報発信することにより、海外取引等の促進を図る。		概ね妥当	ある程度成果があつた	概ね効率的			
	実施年度	事業実績	事業効果						
	平成 29～令和 2	平成 29 年度 台湾・香港等からメディア等 4 名を招聘し、県内の復興状況や県産品の安心・安全を PR し、風評の払拭を図った。	「宮城県貿易関係企業名簿 2018」及び「宮城県貿易関係企業名簿 2020」の作成により、海外ビジネスに取り組む被災事業者等の数や業種、海外との取引動向等を把握するとともに、ジェトロのネットワーク等を活用し、本県の放射能検査体制や県内の名産品を国内外に広く周知した。						
	事業主体	平成 30 年度 県内企業 272 社が掲載された宮城県貿易環境企業名簿 2018 を作成することにより、ジェトロのネットワーク等を活かしながら本県の放射能検査体制や県産品の安心・安全を PR した。	台湾、香港、中国のジャーナリストを招聘し、県内の復興状況や県産品の安心・安全を PR することにより、風評の払拭を図り、観光客の増加や海外取引等の促進に取り組んだ。						
	県	平成 30 年度 県内企業 272 社が掲載された宮城県貿易環境企業名簿 2018 を作成することにより、ジェトロのネットワーク等を活かしながら本県の放射能検査体制や県産品の安心・安全を PR した。	台湾、香港、中国のジャーナリストを招聘し、県内の復興状況や県産品の安心・安全を PR することにより、風評の払拭を図り、観光客の増加や海外取引等の促進に取り組んだ。						
	担当課・室	令和 1 年度 香港メディアを招聘し、県内の復興状況や県産品の安心・安全を PR し、風評の払拭を図る予定だったが、新型コロナウイルスの感染拡大等により事業中止となった。	台湾、香港、中国のジャーナリストを招聘し、県内の復興状況や県産品の安心・安全を PR することにより、風評の払拭を図り、観光客の増加や海外取引等の促進に取り組んだ。						
	アジアプロモーション課	令和 2 年度 県内企業 280 社が掲載された宮城県貿易環境企業名簿 2020 を作成することにより、ジェトロのネットワーク等を活かしながら本県の放射能検査体制や県産品の安心・安全を PR した。	台湾、香港、中国のジャーナリストを招聘し、県内の復興状況や県産品の安心・安全を PR することにより、風評の払拭を図り、観光客の増加や海外取引等の促進に取り組んだ。						
	第 4 期へ向けての課題								
	終了								
14	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
	農林水産物等輸出品目に対する規制緩和の働きかけ	諸外国・地域における農林水産物の輸入規制について、国に対し規制緩和に向けての働きかけを要望するとともに、海外のフェア等において県産農林水産物の安全性を PR する							
	実施年度	事業実績	事業効果						
	平成 29～令和 2	○政府要望 ・平成 29 年度～令和 2 年度 ○海外見本市等での PR ・平成 29 年度 海外フェア（台湾）2回、商談会（シンガポール）1回、バイヤー招聘（香港・台湾・マレーシア）各 1 回 ・平成 30 年度 海外フェア（台湾）1回、商談会（シンガポール）1回、バイヤー招聘（香港・マレーシア・シンガポール）各 1 回 ・令和元年度 海外フェア（台湾）1回、商談会（シンガポール）1回、バイヤー招聘（マカオ・タイ・シンガポール）各 1 回	○政府要望 ・諸外国・地域において輸入規制を緩和する国もあるものの、輸出を取り巻く環境は大きく変化し、中国や韓国等、諸外国・地域による県産農林水産物等への輸入規制措置が現在も継続され、厳しい状況が続いていることから、政府要望を継続していく。 ・国では、農林水産物及び食品の更なる輸出促進を目指し、輸出先国による食品安全等の規制等に対応するため、輸出先国との協議、輸出の円滑化のため、輸出に取り組む事業者の支援について、政府が一体となって取り組むための体制整備に向けて、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（以下、輸出促進法）が制定されたもの。（R2.4.1 施行）						
	事業主体	○海外見本市等での PR ・平成 29 年度 海外フェア（台湾）2回、商談会（シンガポール）1回、バイヤー招聘（香港・マレーシア・シンガポール）各 1 回 ・令和元年度 海外フェア（台湾）1回、商談会（シンガポール）1回、バイヤー招聘（マカオ・タイ・シンガポール）各 1 回	○海外見本市等での PR ・海外フェア開催等をつうじて、海外バイヤーや消費者等に県産食品の魅力、安全性を直接 PR することができた。						
	県	○海外見本市等での PR ・平成 29 年度 海外フェア（台湾）2回、商談会（シンガポール）1回、バイヤー招聘（香港・マレーシア・シンガポール）各 1 回 ・令和元年度 海外フェア（台湾）1回、商談会（シンガポール）1回、バイヤー招聘（マカオ・タイ・シンガポール）各 1 回	○海外見本市等での PR ・海外フェア開催等をつうじて、海外バイヤーや消費者等に県産食品の魅力、安全性を直接 PR することができた。						
	担当課・室	○海外見本市等での PR ・平成 29 年度 海外フェア（台湾）2回、商談会（シンガポール）1回、バイヤー招聘（香港・マレーシア・シンガポール）各 1 回 ・令和元年度 海外フェア（台湾）1回、商談会（シンガポール）1回、バイヤー招聘（マカオ・タイ・シンガポール）各 1 回	○海外見本市等での PR ・海外フェア開催等をつうじて、海外バイヤーや消費者等に県産食品の魅力、安全性を直接 PR することができた。						
	食産業振興課	○海外見本市等での PR ・平成 29 年度 海外フェア（台湾）2回、商談会（シンガポール）1回、バイヤー招聘（香港・マレーシア・シンガポール）各 1 回 ・令和元年度 海外フェア（台湾）1回、商談会（シンガポール）1回、バイヤー招聘（マカオ・タイ・シンガポール）各 1 回	○海外見本市等での PR ・海外フェア開催等をつうじて、海外バイヤーや消費者等に県産食品の魅力、安全性を直接 PR することができた。						
	第 4 期へ向けての課題								
	○規制が解除されるまでは継続して取り組む必要がある。								

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性				
みやぎの農産物直売所等 魅力発信支援事業（旧 農産物直売・農産加工 ビジネス支援事業）	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による本県農産物に対する風評により、県内の農産物直売所、農漁家レストラン及び農漁家民宿（以下、直売所等）では未だに震災前の売上げの回復に至っていない。そこで、スタンプラリーの実施や消費者バスツアーの開催、体験イベントを開催、メディアを活用した啓発及びPR冊子の発行などを通じて、魅力を発信する取組を行い、集客及び販売額の拡大を図る。								
実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性						
平成 29～ 令和元年	○スタンプラリーの開催 ・平成 29 年度：145 店舗参加 ・平成 30 年度：112 店舗参加	○スタンプラリーの開催 ・スタンプラリーの応募数が、平成 29 年度 9,220 通、平成 30 年度 2,988 通の応募があり、消費者が直売所等を周遊する仕組みづくりと誘客に一定の効果があった。	令和元年終了						
事業主体	○消費者バスツアーの実施 ・平成 29 年度：6 コース（蔵王、栗原、丸森、大崎・加美、登米、亘理・山元）	○消費者バスツアー、体験型イベント等の実施							
県	○地域提案型イベント・体験バスツアーエ	・消費者が直売所等を訪れ、その魅力について再認識してもらう機会となつたことに加え、現地見学や農作業体験、生産者との交流により、農産物の安全・安心への取組の理解が進んだことにより直売所等の売上拡大に繋がった。							
担当課・室	・平成 30 年度：6 コース（三陸、大崎、川崎・蔵王、丸森、登米、名取・亘理・山元）	○P R ブック・イベントの作成 ・直売所等の概要や取組などをまとめた冊子を作成して情報を発信した。また、都市圏でマルシェを開催し、農産物直売所の魅力を発信した。							
農山漁村なりわい課	○地域提案型イベント・体験バスツアーエ ・平成 29 年度：丸森地域 4 回、栗原地域 4 回 ・平成 30 年度：丸森地域 5 回、栗原地域 8 回、大崎地域 3 回 ・令和元年度：8 回（大崎・美里・涌谷、川崎・角田・大河原、大崎・加美・色麻、栗原（2）、丸森、大崎、亘理） ○イベントの開催 ・令和元年度：産直マルシェの開催、直売所向セミナーの開催（2） ○P R ブックの作成 ・令和元年度：75,000 部								
旧 14	第 4 期へ向けての課題								
	令和元年 終了								

## 2 技術支援など

事業名又は取組名		事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性				
【再掲】農産物放射能対策事業		主要な農産物や農地土壤等を対象に、放射性物質濃度の測定を行う。		1	妥当 成果があつた	概ね効率的				
実施年度		事業実績								
平成 29～令和 2		○「検査計画、出荷制限 等の品目・区域の設定・解除の考え方」を基本として、農産物の放射性物質検査の実施（精密検査）。検査結果は迅速に公表した。 ■検査数 ○平成 29 年度： 米 74 点 麦類 12 点 そば 35 点 大豆 77 点 野菜類、果樹類 1,381 点 ○平成 30 年度： 米 34 点 麦類 13 点 そば 33 点 大豆 37 点 野菜類、果樹類 1,923 点 ○令和元年度： 米 34 点 麦類 12 点 そば 33 点 大豆 35 点 野菜類、果樹類 1,782 点 ○令和 2 年度（見込み） 米 34 点 麦類 12 点 そば 33 点 大豆 35 点 野菜類、果実類 1,800 点								
事業主体		○農産物の放射性物質検査の実施 ○放射性物質の基準値を超過した農産物が市場に流通しなかった。								
県										
担当課・室										
みやぎ米推進課										
第 4 期へ向けての課題										
○第 3 期（平成 29～令和 2 年度）を通し、数値が検出された検体が少なかった（年間 10 点程度）ため、第 4 期以降は安全性を担保しながらも検査規模の縮小を検討する必要がある。										
事業名又は取組名		事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性				
【再掲】特用林産物放射性物質対策事業		■放射性物質検査体制の強化 きのこ・山菜類等の特用林産物やまだ木など各種林産物の安全・安心を確保するため、簡易検査や精密検査を実施する。また、県有測定機器の校正を行う。併せて、県全域の広葉樹林原木の放射性物質モニタリング検査を行う。		2	妥当 成果があつた	効率的				
実施年度		事業実績								
平成 29～令和 2		■検査数 ○平成 29 年度 簡易検査： 80 検体 精密検査： 944 検体 ○平成 30 年度 簡易検査： 122 検体 精密検査： 789 検体 ○令和元年度 簡易検査： 144 検体 精密検査： 763 検体 ○令和 2 年度（見込み） 簡易検査： 100 検体 精密検査： 800 検体								
事業主体		○福島原発事故後、21 市町村における出荷制限(原木しいたけ(露地)他 7 品目)及び出荷自粛(原木しいたけ他 2 品目)により、特用林産物の安全・安心を確保した。								
県										
担当課・室										
林業振興課										
第 4 期へ向けての課題										
○放射性物質による出荷制限・自粛が続き、県民や生産者が受けている被害に対して支援していくには、現在行っている検査は必須である。また、制限・自粛の解除に向けた取り組みを行っていく。										

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
		事業実績	事業効果						
3	きのこ生産資材供給体制整備事業	原木きのこ生産者の経営安定及び規模拡大に向けて、安全な県産原木の供給再開に向けた検査体制を整備するとともに、原木購入費用の支援を行う。		妥当	成果があつた				
	実施年度	事業実績	事業効果						
	平成 30～令和 2	○使用可能な原木林の利用促進 (1) 原木林利用促進体制整備事業 H30：非破壊検査機の導入を繰り越 R1：非破壊検査機導入後、故障 R2：非破壊検査機の修理	○きのこ栽培用の原木やオガ粉は、放射性物質汚染により他県からの供給に依存しており、自伐による原木調達が困難であることや他県から十分な質・量の原木が調達できないこと等により、原木きのこ生産者の多くは規模縮小や廃業を余儀なくされている。 このため、県内産きのこ用原木の確保を目指すために、非破壊検査機による原木の検査を行い、安全な原木の供給再開を図ること、また、東電の損害賠償対象となっていない原木購入費用を支援し、経営安定化を図る。						
	事業主体								
	県								
	担当課・室	○安定したきのこ生産実施のための資材調達支援 (2) 栽培規模回復に係る原木購入支援 ・損害賠償対象外のきのこ原木購入費補助（平成 30 年～令和 2 年） 0.56 千円 × 18,000 本 × 1/2=5,040 千円							
	林業振興課								
	第 4 期へ向けての課題								
	○当該事業は令和 2 年度で終了するが、県産きのこ原木は未だ利用が困難な状況であり、非破壊検査機を活用した取組は継続が必要。また、原木価格も高騰が続いていることから支援の継続が必要である。そのため、当該事業の内容は「特用林産物放射性物質対策事業」として継続する。								
4	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
	ほど木等原木林再生実証事業	ほど木等原木林の再生と将来に向けた原木の安定供給を図るため、汚染された原木林を伐採・更新し、放射性物質の萌芽への移行について確認し将来的に原木林として活用するための検証を行う。							
	実施年度	事業実績	事業効果						
	平成 29～令和 2	○ほど木等原木林再生実証事業 平成 29 年度 モニタリング 30 箇所 放射性物質濃度測定 540 検体	○ほど木等原木林再生実証事業 ほど木として利用できない原木林について、伐採・更新することによる萌芽枝の放射性物質濃度の低減効果や、周辺環境との放射性物質濃度の相関について検討することで、ほど木として利用可能な原木林の再生に向けたデータ収集を行った。						
	事業主体								
	県	平成 30 年度 モニタリング 26 箇所 放射性物質濃度測定 531 検体							
	担当課・室	令和元年度 モニタリング 26 箇所 放射性物質濃度測定 407 検体							
	林業振興課	令和 2 年度 モニタリング 26 箇所 放射性物質濃度測定 531 検体 更新伐 2 箇所（調整中）							
	第 4 期へ向けての課題								
	○これまで設定してきた試験地（更新伐実施箇所）について、今後は萌芽枝の放射性物質濃度を継続して測定し、萌芽枝への移行や土壌・落葉からの影響について精査し、原木林再生の方向を探る。								

	事業名又は取組名	事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性				
5	【再掲】水産物安全確保対策事業	■放射能検査機器を導入し、水産物の放射性物質濃度のモニタリング調査を実施することにより、宮城県産水産物の安全流通に資する。	妥当	成果があつた	効率的				
	実施年度	事業実績				事業効果	事業・取組の方向性		
	平成 29～令和 2	■検査数 ○平成 29 年度：2,118 検体 ○平成 30 年度：1,790 検体 ○令和元年度：1,539 検体 ○令和 2 年度：1,500 検体（見込み）				○県水産技術総合センターにゲルマニウム半導体検出器を導入するとともに、主要産地魚市場及び水産加工業協同組合等に簡易放射能測定器を設置し、検査を強化することによって、消費者や流通業者に対して県産水産物の安全性をアピールできた。	事故対策事業として継続		
	事業主体								
	県、その他								
	担当課・室								
	水産業振興課								
	第 4 期へ向けての課題								
○未だ風評被害が認められることから、検査体制についてさらにアピールするとともに、継続して多種多様な魚種の検査を行っていく。									
	事業名又は取組名	事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性				
6	農産物の放射性物質吸収抑制対策	■農産物の放射性物質吸収抑制のための経費を助成し、安全な農産物を供給する。	妥当	成果があつた	概ね効率的				
	実施年度	事業実績				事業効果	事業・取組の方向性		
	平成 29～令和 2	東日本大震災農業生産対策交付金のメニュー「放射性物質の吸収抑制対策」等を活用し、カリ肥料の施用を実施				東日本大震災農業生産対策交付金のメニュー「放射性物質の吸収抑制対策」等を活用し、放射性吸収抑制対策を図った。 ・県内で生産された令和 2 年産の水稻・大豆・そばは、食品衛生法に基づく放射性物質基準値以下であり、安全性に問題がないことが確認された。	事故対策事業として継続		
	事業主体								
	県、市町村、その他	平成 29 年産：カリ肥料施用 水稻：2,988ha, 大豆：3,319ha, そば：19ha 平成 30 年産：カリ肥料施用 水稻：44 ha, 大豆：1,291 ha, そば：18ha 令和元年度：カリ肥料施用 水稻：0 ha, 大豆：393 ha, そば：16 ha 令和 2 年度：カリ肥料施用 水稻：0 ha, 大豆：369 ha, そば：25 ha（見込み）							
	担当課・室								
	みやぎ米推進課								
	第 4 期へ向けての課題								
カリウム散布が、放射性吸収抑制対策として有効であることが確認されていることから、第 4 期計画期間においても吸収抑制対策を実施する方向である。									

### 第3 汚染物・廃棄物の処理

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
1	放射性物質汚染廃棄物処理促進事業	○8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物の着実な処理に向けた市町村等に対する支援・調整 ○市町村長会議の開催等による関係機関との連絡調整 ○汚染廃棄物の処理に関する正確な情報の提供等		妥当	ある程度成果があつた	効率的								
	実施年度	事業実績												
	平成29～令和2	○8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物処理に向けた支援 ◇市町村担当者研修会等の開催 · 令和元年度：1回開催 · 令和2年度：2回開催 ◇市町村等が開催する住民説明会への参加 · 平成29年度：9回参加 · 平成30年度：9回参加 · 令和元年度：5回参加 · 令和2年度：要請なし (11月末時点コロナ等の影響による) ◇市町村処理担当部局訪問等による処理方針の検討												
	事業主体	○市町村長会議の開催等による関係機関との連絡調整 ◇指定廃棄物等処理促進市町村長会議の開催 · 平成29年度：2回開催 (指定廃棄物議論の一時棚上げのため、H29.7以降未開催) ◇他県における指定廃棄物処理状況に係る情報収集  ○汚染廃棄物の処理に関する正確な情報の提供等 ◇市町村等が開催する住民説明会への参加（再掲） ◇ホームページ等による処理の安全性に関する周知 ◇市民団体からの申し入れ等に対する対応												
	担当課・室	○市町村長会議の開催等による関係機関との連絡調整 ◇指定廃棄物等処理促進市町村長会議の開催 · 平成29年度：2回開催 (指定廃棄物議論の一時棚上げのため、H29.7以降未開催) ◇他県における指定廃棄物処理状況に係る情報収集  ○汚染廃棄物の処理に関する正確な情報の提供等 ◇市町村等が開催する住民説明会への参加（再掲） ◇ホームページ等による処理の安全性に関する周知 ◇市民団体からの申し入れ等に対する対応												
	放射性物質汚染廃棄物対策室	○市町村長会議の開催等による関係機関との連絡調整 ◇指定廃棄物等処理促進市町村長会議の開催 · 平成29年度：2回開催 (指定廃棄物議論の一時棚上げのため、H29.7以降未開催) ◇他県における指定廃棄物処理状況に係る情報収集  ○汚染廃棄物の処理に関する正確な情報の提供等 ◇市町村等が開催する住民説明会への参加（再掲） ◇ホームページ等による処理の安全性に関する周知 ◇市民団体からの申し入れ等に対する対応												
	第4期へ向けての課題													
	○一般廃棄物である8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物については、大量の保管量を抱え処理に長期間を予定する市町村があることから、今後も引き続き市町村等への支援を継続していく必要があり、取組を維持する方向である。 ○指定廃棄物については議論を再開できていない状況であるが、今後も引き続き国や市町村と調整を行い、市町村長会議の開催と宮城県における指定廃棄物の処理方針をまとめる必要がある。													
	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
2	給与自肅牧草等処理円滑化事業	■放射性物質に汚染され利用できなくなった稻わら等の一時保管施設の適切な管理等を実施する。												
	実施年度	事業実績												
	平成29～令和2	○給与自肅牧草等処理円滑化事業 県内に整備されている汚染稻わらの保管施設(46施設)の維持管理及び補修を実施した。												
	事業主体	○給与自肅牧草等処理円滑化事業 汚染稻わらの処理の目途が立たない中で、汚染稻わらの維持保管を安全に実施した。												
	県、市町村、その他													
	担当課・室													
	畜産課													
	第4期へ向けての課題													
	○保管期間の長期化は避けられない見通しとなっていることから、点検・補修等を徹底する。													

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
3	企業局における浄水発生土管理等事業	■放射性物質を含む浄水発生土の保管・管理・搬出業務を適切に行う。		妥当	成果があつた	効率的								
	実施年度	事業実績												
	平成 29～令和 2	浄水発生土保管・管理業務 8,000Bq を超える浄水発生土については、環境省から指定廃棄物の指定を受け、同省の指導の下、大型土嚢に詰め、浄水場内に建設されたハウス内への保管を継続している。 100Bq/kg を超え 8,000bq 以下の浄水発生土については、平成 25 年度に引き続き最終処分事業者と調整を図り、処分を行った。												
	事業主体	浄水発生土保管・管理業務 各浄水場等から発生する浄水発生土について、放射能濃度に応じて適切に保管・管理を行うとともに、環境省及び環境生活部等関係機関と連絡を密にし、放射能濃度に応じた処分をすすめることができた。												
	県	100Bq/kg 以下の浄水発生土については、昨年度に引き続き中間処理事業者と調整を図り、処分を行った。 ○ 処分量 ・平成 29 年度 : 18,293 m <sup>3</sup> (16,495t) ・平成 30 年度 : 5,717 m <sup>3</sup> (5,456t) ・令和元年度 : 3,508 m <sup>3</sup> (3,366t) ・令和 2 年度 : 3,000 m <sup>3</sup> (3,000t)												
	担当課・室	(見込み)												
	水道経営課													
	第 4 期へ向けての課題													
	○一部浄水場ではいまだに放射性物質が検出される浄水発生土が発生している。このことから職員や周辺住民に安心を提供するために、今後も保管してある浄水発生土を搬出していく必要がある。													
	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性								
4	除染対策支援事業	■汚染状況重点調査地域指定市町の除染で生じた除去土壤等について、市町村等と国からの情報などを相互に共有し、協議しながら適切な処理の促進を図っていく。また、県民の放射能に対する不安解消を目的に、測定機器の貸出、情報提供などの側面支援を継続する。 (1) 測定機器の貸与等 汚染状況重点調査地域外のマイクロホットスポット対策として、NaI シンチレーションサーバイメータを市町村に貸与し、住民からの通報に基づく調査や、計画的調査への活用を促す。 (2) 除染対策連絡調整会議の設置 県及び指定市町で構成する「除染対策連絡調整会議」により、相互に情報を共有しながら共通する課題を検討することにより、円滑な除染の実施を支援する。		概ね妥当	ある程度成果があつた	概ね効率的								
	実施年度	事業実績												
	平成 29～令和 2	汚染状況重点調査地域以外の市町村への測定機器の配備台数 ○平成 29～令和 2 年度 : ・ 35 台 (市町村数 35)												
	事業主体	除染対策連絡調整会議・担当者会議の開催状況 ○平成 29 年 2 月 15 日 開催 平成 30 年以降は未開催												
	県	○汚染状況重点調査地域以外の市町村については、これまでの調査により面的に除染が必要となるところではないと考えられるが、一方、風雨等の影響により放射性物質が集まりやすいマイクロホットスポットが知られている。 ○県では、希望する市町村に対して、精密な測定が可能な放射線測定器を配備し、きめ細かな測定を実施する体制が整備され、マイクロホットスポットへの不安による、地域の測定ニーズに応えることができるようになった。 ○ 8 市町を集めての連絡調整会議は未開催であるが、情報収集と共有をはかり、連携をとっている。												
	担当課・室													
	原子力安全対策課													
	第 4 期へ向けての課題													
	○校正費用の確保が課題となっている市町村もある。 ○汚染状況重点調査地域指定の 8 市町については、平成 29 年 3 月で全て除染が完了しているが、除去土壤等の処分基準が未だ定まっていないことや除染廃棄物の処理が進んでいないことなど課題があることから、引き続き設置し、市町村を支援していく。 ○学校の校庭等の空間放射線量測定を終了することで、県有施設（6 校）に現場保管している除去土壤等の測定を学校に依頼できなくなることから、当課で測定する必要がある。													

#### 第4 損害への対応

事業名又は取組名		事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性									
福島第一原発事故損害賠償請求支援事業		■福島原発事故被害に対応するため、みやぎ県民会議において市町村・関係団体等と連携を図りながら、事故被害対策の総合的な取組を進めるとともに、民間事業者等が行う東京電力への損害賠償請求等に対し、県内各地での説明会や個別無料相談会の開催、電話相談等を通じてきめ細かな支援を行う。	概ね妥当	効果があつた	概ね効率的									
実施年度		事業実績	事業効果											
平成 29～令和 2		民間事業者等に対する損害賠償請求支援  平成 29 年度 「福島原発事故による損害賠償に係る説明会及び個別無料相談会」 7 回開催(県内 5 合同庁舎(大河原、仙台、大崎、石巻、気仙沼)、山元町、東松島市の 2 市町と共に) 参加者 説明会 5 名/相談会 4 名 平成 30 年度 「福島原発事故による損害賠償についての個別無料相談会」 4 回開催(県内 3 合同庁舎(大崎、石巻、気仙沼)) 参加者 相談会 7 名 令和元年度 「福島原発事故による損害賠償についての個別無料相談会」 5 回開催(県内 3 合同庁舎(大河原、仙台、大崎)) 参加者 相談会 11 名 令和 2 年度 「福島原発事故による損害賠償についての個別無料相談会」 2 回開催(県内 1 合同庁舎(大河原)) 参加者 相談会 3 名  みやぎ県民会議幹事会運営支援 平成 29 年度 県民会議幹事会 1 回 開催 賠償請求について 平成 30 年度 県民会議幹事会 1 回 開催 原発視察結果報告 令和元年度 県民会議幹事会 文書 開催 賠償請求について 令和 2 年度 県民会議幹事会												
事業主体		仙台弁護士会と連携しながら、個別無料相談会を開催したことにより、被害者の損害賠償請求の進捗に一定程度寄与した。												
県		平成 29 年度までは無料相談会と併せて、説明会を開催していたが、制度の説明や書類の書き方の説明会ではなく、請求に関する相談がしたいいう要望に応え、平成 30 年から個別無料相談会のみ開催することとなった。												
担当課・室		事業・取組の方向性												
原子力安全対策課 関係課		事故対策事業として継続												
1		みやぎ県民会議運営支援  ・みやぎ県民会議を開催し、市町村・関係団体等と、事故被害対策状況について、情報交換と共有が図られた。												
第4期へ向けての課題														
○東京電力の損害賠償では、賠償対象期間や対象項目が限定されているため、東京電力の賠償基準に該当しない損害については支払いに応じていないため、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申立てなどの損害賠償の方法について広く周知する必要がある。 ○福島事故への対応について、県民一丸となった取組を継続して行うため、県民会議を開催し、総合的な対策の検討や情報提供・情報共有などを行う必要がある。														

## 第5 正しい知識の普及・啓発

事業名又は取組名		事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性					
放射線健康対策事業		・放射線に対する正しい知識の普及啓発 ・一般健診やがん検診の受診勧奨	概ね妥当	ある程度成果があつた	概ね効率的					
実施年度		事業実績								
平成 29～令和 2		<p>有識者会議の提言に基づく健康不安払拭のための対応策の事業実績</p> <p>1 放射線に対する正しい知識の普及啓発 ➢ 放射線による健康影響等に関する研修会 ○平成 29 年度 　柴田町（11月に1回開催） ○平成 30 年度 　石巻保健所（12月に1回開催（登米保健所と共に）） ○令和元年度 　石巻保健所（10月に1回開催） ○令和 2 年度 　実施希望市町等がなかったため実施なし</p> <p>2 一般健診やがん検診の受診勧奨 ➢ がん検診の受診勧奨モデル事業の実施 3 生活習慣の改善による発がんリスクの低減 4 がん登録の整備推進</p>	1 放射線に対する正しい知識の普及啓発  環境省の原子力災害影響調査等事業（放射線による健康不安の軽減等に資する人材育成活動等）に基づき、保健所から要望のあった研修会を開催し、放射線による健康影響等について、保健所職員等が放射線リスクコミュニケーションの知識や技術を習得する機会となって有用だった。  また、柴田町では、住民対象のセミナーを併せて開催し、放射線の不安解消に丁寧に対応することができた。							
事業主体		国、県								
担当課・室										
健康推進課		第4期へ向けての課題	事業・取組の方向性	事故対策事業として継続						
<p>・住民からの相談等に当たる市町村や保健所職員等（主に保健師や医療関係者向け）に対する放射線リスクコミュニケーション研修等は、正しい知識の普及啓発のために有効であることから、引き続き環境省の事業に県も協力することで対応予定である。</p> <p>・「一般健診やがん検診の受診勧奨」、「生活習慣の改善による発がんリスクの低減」及び「がん登録の整備推進」については、本県におけるがん対策・健康づくり対策として引き続き対応すべきものであることから、当該事業は、第4期計画期間においても取組を維持する方向である。</p>										

	事業名又は取組名	事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性				
2	放射線・放射能広報事業 (放射線等に関するセミナー・相談会の開催、出前講座の拡充、広報媒体の活用)	○放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発に努め、県民の不安を解消する。	妥当	成果があつた					
	実施年度	事業実績	事業効果						
平成 29～令和 2	放射線・放射能に関する相談窓口の開設  平成 29 年度：68 件 平成 30 年度：51 件 令和元年度：29 件 令和 2 年度：20 件  放射線・放射能に関するポータルサイトの運営 アクセス数：1,326,464 人 (令和 2 年 3 月末現在)	事業効果 放射線・放射能に関するセミナー参加者へのアンケート結果 平成 29 年度： 72 人 参考になった以上の回答率 69.7% 平成 30 年度：145 人 参考になった以上の回答率 91.5% 令和元年度：136 人 参考になった以上の回答率 85.8% 令和 2 年度：  相談窓口への相談件数、ポータルサイトへのアクセス数ともに減少傾向にあるものの、セミナーへの参加数は以前よりも増えており、放射線・放射能に関する知識について、より多くのことを学ぼうとする人が増えてきたものと思われる。							
事業主体	県			事業・取組の方向性					
担当課・室	原子力安全対策課			事故対策事業として継続					
第 4 期へ向けての課題									
セミナー開催やパンフレット配布などにより、引き続き正しい知識の普及に努めていきます。									

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性							
3	学校教育における放射線に関する指導	副読本（文部科学省作成）を活用し、学校において児童・生徒の放射線に関する正しい知識を養う。		妥当	ある程度成果があつた	概ね効率的							
	実施年度	事業実績	事業効果										
	平成 29～令和 2	各学校において、理科や特別活動等において、文科省作成の副読本を活用するなどし、児童・生徒に対する放射線に関する理解の促進を図った。	各学校においては、文部科学省の副読本の活用を継続していくことで、発達段階に応じた放射線に関する指導が行われており、児童・生徒の放射線に関する理解が深まっている。										
	事業主体	○「放射線副読本」（文部科学省）を活用した小・中学校の割合（県教育課程実施調査）											
	県、市町村	平成 29 年度：42. 2% 平成 30 年度：58. 1% 令和元年度：68. 2% ※令和 2 年度は未調査											
	担当課・室	○放射線に関する正しい知識等について指導を行った小・中学校の割合（県教育課程実施状況調査） 平成 29 年度：64. 8% 平成 30 年度：72. 9% 令和元年度：82. 0% ※令和 2 年度は未調査											
	第 4 期へ向けての課題												
	東日本大震災を経験した児童生徒が徐々に減っていく段階において、放射線の特性や健康被害防止に対する正しい理解の定着・促進を継続的に図っていく必要があると考えられるので第 4 期計画でも継続する。												

令和3年3月  
宮城県環境生活部原子力安全対策課

〒980-8570  
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
TEL：022-211-2340  
FAX：022-211-2695



宮城県